琉球大学学術リポジトリ

復帰準備1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 沖縄・北方対策庁 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43398

沖縄・北方対策庁設置

1. 沖縄・北方対策庁沖縄事務局設置に関する口上書の交換について
(45.5.1北米1)

1. 沖縄復帰作業のスケジュール
(45.6.10一般情報)

1. 「官報」“沖縄・北方対策庁設置法” 45.5.1

1. 昭和45年度人事交流計画(案)
(45.8.13総理府)

極秘
無期限
10部の内
4号

安全保障課長

北米第一課長

沖縄・北方対策庁沖縄事務局設置に関する口上書の交換について

（昭45.5.1
米北1）

1.　今般、沖縄・北方対策庁設置法公布に先立ち、同対策庁沖縄事務局の設置に関し、4月30日付をもって在本邦アメリカ合衆国との間に別添1及び2のとおり口上書の交換を行なったのでご参考までにお知らせします。

2.　また、米側の強い要望もあり、4月30日付東郷アメリカ局長発在本邦アメリカ合衆国大使館スナイダー公使あてに沖縄事務局の主要な活動について通報する旨の

別添3の書簡を発出しました。（本件につき総理府了承ずみ）。（なお、本書簡発出の事実は外部に対し厳に秘匿しているので、本書簡の取扱いには十分ご注意願いたく、念のため。

別添1

写

米北1第116号
昭和45年4月30日

口　上　書

外務省は、在本邦アメリカ合衆国大使館に敬意を表するとともに、現在日本国政府が沖縄の復帰準備に関連し実施方を考慮中の次の措置を通報する光栄を有する。

日本国政府は、近く設置を予定している沖縄・北方対策庁の機関として沖縄事務局（以下「事務局」という。）を那覇に設置することを考慮している。同事務局は、沖縄の復帰準備に関する3月3日付け交換公文に定める日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の現地における協議及び調整の結果として実施方合意された措置の現地における日本国政府による実施にあたる機関となるものであり、右実施に必要な琉球政府との連絡調整、右との関連における現地におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡協議等の任務を行なうことが予定されている。また、事務局は、廃止される日本政府沖縄事務所が従来行なつてきた任務を引き継ぐものである。

Translation

COPY

No. 116/AM-1

NOTE VERBALE

The Ministry of Foreign Affairs presents its compliments to the Embassy of the United States of America and has the honour to inform the latter of the following measures the Government of Japan is contemplating to implement in relation to the preparations for reversion of Okinawa.

The Government of Japan is considering the establishment in Naha of the Okinawa Bureau (hereinafter referred to as "the Bureau") as an organ of the Okinawa-Northern Territories Agency, which the Government of Japan will establish in the near future. It is contemplated that the Bureau will be an organ to undertake the local implementation by the Government of Japan of the measures agreed to be implemented as a result of the local consultation and coordination between the Government of Japan and the Government of the United States of America as set forth in the Exchange of Notes of March 3, 1970, concerning the preparations for reversion of Okinawa, and will perform such functions as liaison and coordination necessary for the above-mentioned implementation with the Government of the Ryukyu Islands as well as related liaison and consultation with the local authorities of the Government of the United States of America. The Bureau will, furthermore, take over the functions hitherto exercised by the Japanese Government Liaison Office in the Ryukyu Islands, which shall cease to exist.

Tokyo, April 30, 1970.

別添2

No. 252

The Embassy of the United States of America presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of Japan and has the honor to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. 116/AM-1 of April 30, 1970, concerning the establishment in Naha of the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency. The Embassy further has the honor to confirm that the Government of the United States of America agrees to the establishment of the Bureau and its functions as stated in the said Note Verbale.

Embassy of the United States of America,
Tokyo, April 30, 1970

45. 4.30

極秘
無期限
10部の内
6号

Tokyo, April 30, 1970. 別添3

Dear Mr. Sneider,

With reference to the Note Verbale of today's date, concerning the establishment and the functions of the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency, I would like to inform you that it is the intention of the Government of Japan to keep the United States Government informed of the significant activities of the Bureau.

Sincerely yours,

Fumihiko Togo
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. Richard L. Sneider,
Minister,
Deputy Chief of Mission,
Embassy of the United States of America,
Tokyo.

安全保障課回覧
課長
首席
総務
調査連絡班
庶務班
要保存

一般情報

第130号

昭和45年6月10日

1. 記事資料（9日）
   - ○ ベトナムに対する農業物資援助のための書簡交換
2. 一面トップ記事（9日夕刊）
3. 記事資料（10日）
   - ○ 日韓間旅行者に対する査証発給の簡易化
   - ○ 日本民族舞踊団の東南アジア公演
4. 10日の朝刊から
   - ○ 沖縄復帰作業のスケジュール
   - ○ 公明党が新綱領案
5. 一面トップ記事（10日朝刊）

情報文化局報道課

アラルンプールの各地でのじゅん回公演のために派遣する。

同ぶよう団は演出家アオヤマ・ヨシオ氏、ぶよう家フジカゲ・シズエ、五条マサミの両氏を含む団員29名からなり6月12日東京を出発する。

4。10日の朝刊から

◎オキナワ復帰作業のスケジュール

オキナワ・北方対策庁は9日、同庁発足後初の「オキナワ復帰対策各省庁担当官会議」を開き、オキナワ復帰対策を進めるスケジュールを決めた。

政府は1972年のできるだけ早い時期にオキナワの復帰を実現するため、準備を急いできたが、この日の各省庁担当官会議で、復帰準備作業のタイム・テーブルが決まり、作業はいよいよ本格化する見通しである。

スケジュールの要旨は次のとおり。

(1)　12月初めまでに復帰対策の要こうについての対策庁案をまとめ、年内には政府構想を決定する。ただし、産業振興、けん民生活に重要な問題は、ゆう先して検討を進め、10月末ごろまでに政府の基本方針を決める。

(1)　復帰対策事務処理を(1)復帰時に処理すべき施策(法律の適用、円への切替えなど)(2)復帰後に処理すべき施策(産業・経済振こう計画など)(3)復帰までに手をつけねばならない施策(教育、財政援助、社会保障など)……の3項目にわける。

(1)については12月末までにまとめるほか、リュウキュウ政府の要望事項の提出を求める。

(2)については、経企庁、各省、リュウキュウ政府との調整を進め、来年の3月末までにまとめる。

(3)に属するものは(イ)国政事務の分類、市ちょう村合ぺいなどリュウキュウ政府の法令改正、行政指導を期待するもの(ロ)本土政府の立法措置が必要なもの(ヘ)公共施設、産業基盤の整備等で、8月末までにまとめる。(毎日)(米北一確認済)

○公明党が新こう領案

公明党は9日の中央幹部会で、今月末の党大会に提案する新しいこう領案をまとめた。

新こう領案は全文約3百字の簡けつなもので、まず党の性格を「中道主義をつらぬく国民政党」と規定し、経済・社会のビジョンとしては「人間性社会主義に基づくふくし社会の建設」を打出している。また外交政策では人類同ほう主義的な視野で「自主平和外交を推進する」と述べ、さらに基本的な政治し勢として(1)憲法を守る(2)一切の暴力主義を否定し、議会制民主主義を確立する、とうた

官報

明治二十九年三月三十一日
第三種郵便物認可　日刊（日曜休日休刊）

発行所
大蔵省印刷局
東京都港区赤坂葵町2番地
郵便番号　107
電話　東京　582 4411（代）

定価
（配送料共）
1カ月　500円
本号1部　40円

付録
資料版
毎週水曜日発行

目次

法律

○沖縄・北方対策庁設置法（三九）　二
○沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（四〇）　三

政令

○公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令（一〇八）　四
○沖縄・北方対策庁組織令（一〇九）
○沖縄・北方対策庁設置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一一〇）
○科学技術庁組織令の一部を改正する政令（一一一）　六
○科学調査官及び科学研究官の定数を定める政令の一部を改正する政令（一一二）
○沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令（一一三）
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令（一一四）　七
○工場排水等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一五）
○港湾法施行令の一部を改正する政令（一一六）　八
○特定港湾施設整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（一一七）

府令

○沖縄事務局組織規則（総理一三）　九
○沖縄・北方対策庁設置法の施行に伴う関係総理府令の整理に関する総理府令（同一四）

府令・省令

○元南西諸島官公署職員に係る国家公務員共済組合法の規定による年金等の請求手続等の特例に関する命令の一部を改正する命令（総理・大蔵一）　九

省令

○沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う土地家屋調査士試験の特例に関する省令の一部を改正する省令（法務二三）　一〇
○旅券法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（外務三）
○関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令（大蔵三九）
○国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令（同四〇）
○戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令（厚生一八）
○農林省組織規程の一部を改正する省令（農林一九）　一一
○農林省定員規則の一部を改正する省令（同二〇）
○海岸法施行規則の一部を改正する省令（農林・運輸・建設一）
○地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令（農林・建設二）
○丸編みくつした調整規則の一部を改正する省令（通産三五）
○丸編みくつした編立機設置制限規則の一部を改正する省令（同三六）　一二
○石炭鉱業合理化臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（同三七）
○道路運送車両法関係調査規則の一部を改正する省令（運輸三一）
○建設省内部部局組織規程の一部を改正する省令（建設七）　一三
○地方建設局組織規程の一部を改正する省令（同八）
○特定多目的ダム法施行規則の一部を改正する省令（同九）　一四

規則

○沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う司法試験の特例に関する規則の一部を改正する規則（司法試験管理委一）　一四

訓令

○事務部を置く国立病院を指定する訓令の一部を改正する訓令（厚生二）　一四
○副所長を置く国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令（同三）
○事務部に庶務課、会計課及び医事課を置く国立病院及び国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令（同四）
○事務部及び医務部を置く国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令（同五）　一五
○農林省定員規程の一部を改正する訓令（農林一二）

告示

○関税を免除するアルコール製造用糖みつの数量及びその割当証明書の有効期間並びにその発給に関する手続等を定める件の一部を改正する件（大蔵・農林・通産三）　一五
○副所長を置く国立療養所の診療科設置の件の一部を改正する件（厚生一四五）
○事務部及び医務部を置く国立療養所の診療科設置の件の一部を改正する件（同一四六）
○身体障害者福祉法の規定に基づく施設の指定の件（同一四七）
○船員保険法第九条第一項の規定による船舶所有者の組織する団体の指定を取り消した件（社会保険庁五）
○船員保険法第二十八条第四項の規定による自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給を行なう施設の指定を取り消した件（同六）
○予算科目に係る補助金の交付に関する事務について昭和三十八年度分の補助金から委任した等の件の一部を改正する件（農林六三六）　一六
○動物医薬品検査所標準製剤等配布規程を定める件（同六三七）　一七
○第六十三回熱管理長期研修の時期、場所等を告示（通産一七三）
○全地域を仕向地とする長さが二六センチメートル以下の食卓用ナイフ等であつて鉄鋼製のものに係る輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第一条第一項の承認の基準を定める件の一部を改正する件（同一七四）　一八
○自動車の自動車登録ファイルへの登録を開始する地域及び当該地域に係る開始日を告示（運輸一二四）　一八
○検定に合格した無線機器の件（郵政三六一、三六二）
○無線従事者国家試験の一部を免除する学校等を認定した件中一部を取り消した件（同三六三）
○無線局に関する件（同三六四）
○選択呼出装置を装置しなければならない無線局及びその選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（同三六五）
○過疎地域をその区域とする市町村を公示する件（自治九八）

官庁報告

産業

日本工業規格（通商産業省）　二一
同右（運輸省）

労働

争議行為の通知の公表について（労働省）　二一

国家試験

昭和四十五年度防衛庁職員採用上級技官・教官（甲種）試験（防衛庁）　二二
昭和四十五年度防衛庁職員採用中級試験（同）
司法試験第二次試験筆記試験中短答式試験の施行（司法試験管理委員会）　二三
昭和四十五年一級建築士試験の施行（建設省）
昭和四十五年建築主事資格検定の施行（同）　二四

公聴会

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示（農林省）　二五

公共企業体事項

停車場の営業範囲の改正（国鉄公示二〇二、二〇三）　二五

公告

土地改良事業関係　二五
農地法施行令関係
会計検査院共済組合関係　二六
厚生年金基金関係
建設業退職金共済組合関係　二七
高圧ガス保安協会関係
会社その他　二八
日本電信電話公社関係　三〇

法律

沖縄・北方対策庁設置法をここに公布する。

御名　御璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

法律第三十九号

沖縄・北方対策庁設置法

（目的）
第一条　この法律は、沖縄・北方対策庁の所掌事務の範囲及び権限を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）
第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、沖縄・北方対策庁（以下「対策庁」という。）を設置する。

（任務）
第三条　対策庁は、沖縄（硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に関し、その準備のための施策を推進し、並びに沖縄の経済及び社会の開発及び発展を図り、あわせて北方領土問題その他北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題の解決の促進を図るため、沖縄及び北方地域に係る国の行政事務（外務省の所掌に属する事務を除く。）を総合的に行なうことを主たる任務とする。

（権限）
第四条　対策庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。
一　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第四条第一号から第十一号までに掲げる権限で、対策庁に係るもの
二　対策庁の公印を制定すること。
三　沖縄の復帰に関し、その準備のための施策を策定し、並びに沖縄の経済及び社会の開発及び発展を図るための基本的な施策を策定すること。
四　前号に規定する施策の推進を図り、及びその施策の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。
五　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究し、関係資料を収集分析し、及び国民世論の啓発を図ること。
六　北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進を図り、及びその援護措置の実施に関し、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。
七　本土（沖縄及び北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と沖縄との間の渡航に関する事務を行なうこと。
八　本土と沖縄又は北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書を作成すること。
九　本土と沖縄又は北方地域との間において解決を要する事項について、調査し、連絡し、あつせんし、及び処理すること。
十　前各号に掲げるもののほか、沖縄又は北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。
十一　南方同胞援護会及び北方領土問題対策協会を監督すること。
十二　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき対策庁の所掌に属することとされた事務を行なうこと。

（内部部局）
第五条　対策庁に、次の二部を置く。
総務部
調整部

（総務部の事務）
第六条　総務部においては、次の事務をつかさどる。
一　人事、会計及び庶務に関すること。
二　庁務の総合調整に関すること。
三　第四条第三号に規定する施策の推進に関すること。
四　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究、関係資料の収集分析及び国民世論の啓発に関すること。
五　北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進及びその援護措置の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整に関すること。
六　本土と沖縄との間の渡航に関する事務に関すること。
七　本土と沖縄又は北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。
八　本土と沖縄又は北方地域との間において解決を要する事項についての調査、連絡、あつせん及び処理に関すること。
九　南方同胞援護会及び北方領土問題対策協会に関すること。
十　前各号に掲げるもののほか、対策庁の所掌事務で調整部の所掌に属さない事務に関すること。

（調整部の事務）
第七条　調整部においては、次の事務をつかさどる。
一　第四条第三号に規定する施策の策定に関すること。
二　第四条第三号に規定する施策の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整に関すること。
三　沖縄における経済の動向についての調査研究及び関係資料の収集分析に関すること。

（長官）
第八条　対策庁の長は、沖縄・北方対策庁長官とする。
2　沖縄・北方対策庁長官は、対策庁の所掌事務を遂行するために必要がある場合には、関係行政機関の長に対して協力を求め、又は意見を述べることができる。

（沖縄事務局）
第九条　対策庁の機関として、沖縄島那覇に、沖縄事務局を置く。
2　沖縄事務局は、次の事務を行なう。
一　第四条第三号に規定する施策の実施に関し、琉球政府との連絡調整その他その推進を図るために必要な措置を講ずること。
二　第四条第三号に規定する施策の策定に必要な調査を行ない、及び関係資料を収集分析すること。
三　前二号に掲げるもののほか、対策庁の所掌事務で沖縄に係るもののうち、沖縄においてその処理をする必要がある事務を行なうこと。
四　前三号に掲げる事務に関し、沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡及び協議を行なうこと。
五　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。
六　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき沖縄事務局の所掌に属することとされた事務を行なうこと。
3　沖縄事務局の内部組織は、総理府令で定める。

第十条　沖縄事務局に局長を置く。
2　局長は、沖縄・北方対策庁長官の命を受け、局務を掌理する。
3　前項の規定にかかわらず、前条第二項第四号に掲げる事務のうち、アメリカ合衆国の政府機関との協議に関する事務及び同項第五号に掲げる事務については、外務大臣が局長を指揮監督する。この場合において、当該指揮監督をするときは、外務大臣は、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
4　第二項の規定にかかわらず、前条第二項第三号及び第六号に掲げる事務については、その事務を管理する主任の大臣は、局長を指揮監督することができる。この場合において、当該指揮監督をするときは、主任の大臣は、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第十一条　沖縄事務局に置かれる職員（以下この条において「職員」という。）には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当（指定職俸給表の適用を受ける者にあつては、俸給及び期末手当）のほか、在勤手当を支給する。
2　職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分発揮することができるように沖縄事務局の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。
3　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第三項中「大使及び公使以外の在外職員」とあるのは「職員」と、同法第三条中「在外職員」とあるのは「職員」と、同法第四条第一項中「在外職員」とあるのは「職員」と、「特別職の職員の給与に関する

法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、「在外職員」とあるのは「職員」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と、同法第二十一条第二項中「在外職員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（職員の引継ぎ）
第二条　この法律の施行の際現に特別地域連絡局及び日本政府沖縄事務所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、それぞれ沖縄・北方対策庁及び沖縄事務局の職員となるものとする。

（国家行政組織法の一部改正）
第三条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一総理府の項中「科学技術庁」を「科学技術庁　沖縄・北方対策庁」に改める。

（総理府設置法の一部改正）
第四条　総理府設置法の一部を次のように改正する。
第三条第三号及び第四条第十九号中「南方地域」を「沖縄」に改める。
第五条第一項中「五局」を「四局」に改め、「特別地域連絡局」を削る。
第九条を次のように改める。
第九条　削除
第十条を次のように改める。
（附属機関）
第十条　第十四条及び第十五条に規定するもののほか、本府に、附属機関として、統計職員養成所を置く。
第十三条を次のように改める。
第十三条　削除
第十四条及び第十四条の二を削り、第十四条の三を第十四条とする。
第十七条中「科学技術庁」を「科学技術庁　沖縄・北方対策庁」に改める。
第十八条の表科学技術庁の項の次に次のように加える。

沖縄・北方対策庁	沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）

（南方同胞援護会法の一部改正）
第五条　南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。
第一条及び第二十条第一号から第三号までの規定中「南方地域」を「沖縄」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正）
第六条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（旅券法の特例に関する法律の一部改正）
第七条　旅券法の特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「沖縄事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府沖縄事務所をいう。以下同じ。）」を「沖縄事務局（沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第九条に定める沖縄事務局をいう。以下同じ。）」に、「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改め、同条第三項、第三条第二項及び第六条中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正）
第八条　沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二条第五号を次のように改める。
五　沖縄事務局　沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第九条第一項に規定する沖縄事務局をいう。
第三条第三項中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。
第四条中「沖縄事務所の所長」を「沖縄事務局の局長」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）
第九条　この法律の施行前に前三条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、旅券法の特例に関する法律若しくは沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法又はこれらに基づく命令の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長がした処分又は手続は、前三条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務局長がした処分又は手続とみなす。
2　この法律の施行の際現に前三条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、旅券法の特例に関する法律若しくは沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法又はこれらに基づく命令の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、前三条の規定による改正後のこれらの法律又はこれらに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

（旅券法の一部を改正する法律の一部改正）
第十条　旅券法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第　　号）の一部を次のように改正する。
附則第六項のうち旅券法の特例に関する法律第二条第一項の改正規定中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

内閣総理大臣　佐藤　栄作
法務大臣　小林　武治
外務大臣　愛知　揆一
大蔵大臣　福田　赳夫
文部大臣　坂田　道太
厚生大臣　内田　常雄
農林大臣　倉石　忠雄
通商産業大臣　宮澤　喜一
運輸大臣　橋本登美三郎
郵政大臣　井出一太郎
労働大臣　野原　正勝
建設大臣　根本龍太郎
自治大臣　秋田　大助

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法をここに公布する。

御名　御璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

法律第四十号

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法

（趣旨）
第一条　この法律は、沖縄の日本国への復帰準備に関する日本国とアメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）
第二条　外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」という。）を置く。
2　代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

（任務）
第三条　代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関し必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）
第四条　政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。
2　政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条　政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）
第六条　代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」という。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

（給与及び災害補償）

第七条　政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2　政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。

3　職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。

4　第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発揮することができるように沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

5　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第二項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外国」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

6　政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作
外務大臣　愛知　揆一

政令

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百八号

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（総務参事官）

第四条の三　官房に、総務参事官一人を置く。

2　総務参事官は、事務局長の命を受けて、官房の所掌事務の一部を総括整理する。

第十六条を次のように改める。

（参事官）

第十六条　事務局に、参事官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2　参事官は、事務局長の命を受けて、事務局の所掌事務（官房の所掌事務を除く。）のうち重要事項を総括整理する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作

沖縄・北方対策庁組織令をここに公布する。

御名御璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百九号

沖縄・北方対策庁組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務部の分課）

第一条　総務部に、次の三課を置く。

総務課
振興課
北方課

（総務課）

第二条　総務課においては、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

四　庁務の総合調整に関すること。

五　法令案その他の文書の審査及び進達に関すること。

六　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

七　官報掲載に関すること。

八　行政の事務能率の増進に関すること。

九　広報に関すること。

十　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十一　行政財産及び物品の管理に関すること。

十二　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

十三　本土と沖縄との間の渡航に関する事務に関すること。

十四　南方同胞援護会に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、総務部の所掌事務で他の所掌に属しない事務に関すること。

（振興課）

第三条　振興課においては、次の事務をつかさどる。

一　沖縄の復帰に関し、その準備のための施策の推進に関すること。

二　沖縄の復帰に関し、沖縄の経済及び社会の開発及び発展を図るための基本的な施策の推進に関すること。

三　本土と沖縄にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

四　本土と沖縄との間において解決を要する事項についての調査、連絡、あつせん及び処理に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、沖縄に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること（調整部の所掌に属するものを除く。）。

（北方課）

第四条　北方課においては、次の事務をつかさどる。

一　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究、関係資料の収集分析及び国民世論の啓発に関すること。

二　北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護措置の実施の推進及びその援護措置の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整に関すること。

三　本土と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

四　本土と北方地域との間において解決を要する事項についての調査、連絡、あつせん及び処理に関すること。

五　北方領土問題対策協会に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、北方地域に関する事務に関し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を図ること。

（参事官）

第五条　調整部に、参事官六人を置く。

2　参事官は、命を受けて、調整部の所掌事務を分掌し、又は調整部の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作

沖縄・北方対策庁設置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百十号

沖縄・北方対策庁設置法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（在外公館等借入金の確認に関する法律施行令の一部改正）

第一条　在外公館等借入金の確認に関する法律施行令（昭和二十四年政令第三百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「日本政府沖縄事務所長及び総理府特別地域連絡局長」を「沖縄事務局長及び沖縄・北方対策庁長官」に改める。

第三条第三項ただし書中「総理府特別地域連絡局長及び日本政府沖縄事務所長」を「沖縄・北方対策庁長官及び沖縄事務局長」に改める。

（本邦から沖縄に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令の一部改正）

第二条　本邦から沖縄に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令（昭和二十七年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「本邦」を「本土」に改める。

第一条中「本邦」を「本土」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一　本土　沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第四条第七号に規定する本土をいう。

第二条第三号及び第五号から第七号までの規定中「本邦」を「本土」に改める。

第三条第一項中「本邦」を「本土」に改め、同条第二項中「日本政府沖縄事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条第一項に規定する日本政府沖縄事務所をいう。以下「沖縄事務所」という。）」を「沖縄事務局（沖縄・北方対策庁設置法第九条第一項に規定する沖縄事務局をいう。以下同じ。）」に、「沖縄事務所の長」を「沖縄事務局の長」に改める。

第四条第一項中「本邦」を「本土」に改め、同条第二項及び第三項中「本邦」を「本土」に、「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第六条中「本邦」を「本土」に、「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第十条第一項中「本邦」を「本土」に改める。

第十二条中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第十三条第一号から第三号までの規定中「本邦」を「本土」に改める。

第十四条第一項中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改め、同条第二項及び第三項中「本邦」を「本土」に、「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改め、同条第四項中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第十五条第一項第一号及び第二項中「本邦」を「本土」に改める。

（総理府本府組織令の一部改正）

第三条　総理府本府組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の三」を「第二十六条」に改め、「第五章　特別地域連絡局（第二十五条―第二十八条の二）」を削る。

第五章を削る。

第四章中第二十四条の三を第二十六条とし、第二十四条の二を第二十五条とする。

（外務省組織令の一部改正）

第四条　外務省組織令（昭和二十七年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五号中「総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十四条第三項の規定に基づく日本政府沖縄事務所長」を「沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第十条第三項の規定に基づく沖縄事務局長」に改める。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の八中「総理府特別地域連絡局長又は日本政府沖縄事務所長」を「沖縄・北方対策庁長官又は沖縄事務局長」に改める。

（引揚者給付金等支給法施行令の一部改正）

第六条　引揚者給付金等支給法施行令（昭和三十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表及び同条第二項の表中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（総理府設置法第三条第二号に規定する北方地域の範囲を定める政令の一部改正）

第七条　総理府設置法第三条第二号に規定する北方地域の範囲を定める政令（昭和三十四年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

総理府設置法第三条第三号及び沖縄・北方対策庁設置法第三条に規定する北方地域の範囲を定める政令

本則中「第三条第二号」を「（昭和二十四年法律第百二十七号）第三条第三号及び沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第三条」に改める。

（日本政府沖縄事務所に置かれる職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令の一部改正）

第八条　日本政府沖縄事務所に置かれる職員に支給する在勤手当の支給額を定める政令（昭和三十七年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「日本政府沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第一項中「日本政府沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改め、同項第一号中「内閣総理大臣又は総理府総務長官」を「沖縄・北方対策庁長官」に改め、同号イ中「第六条第一項第一号イ」の下に「及び第八号」を、「行政職俸給表(一)」の下に「及び指定職俸給表」を加え、同号イの表中

「

一等級	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円

」を

「

指定職	一九〇、八〇〇円	二二九、〇〇〇円
一等級	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円

」に

改め、同項第二号中「内閣総理大臣又は総理府総務長官」を「沖縄・北方対策庁長官」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正）

第九条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令の一部改正）

第十条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部改正）

第十一条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（旧勲章年金受給者に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十二条　旧勲章年金受給者に関する特別措置法施行令（昭和四十二年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令の一部改正）

第十三条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百二十[illegible]号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（旅券法の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　旅券法の特例に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百二十[illegible]号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄事務所長（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府沖縄事務所の長をいう。）」を「沖縄事務局長（沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第九条に定める沖縄事務局の長をいう。）」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第十六条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表中「

科学技術庁	二、〇二四人

」を「

科学技術庁	二、〇二四人
沖縄・北方対策庁	一六一人

」に改める。

（沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第十七条　沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法施行令（昭和四十四年政令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

第二条中「沖縄事務所の所長」を「沖縄事務局の局長」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作
法務大臣　小林　武治
外務大臣　愛知　揆一
大蔵大臣　福田　赳夫
厚生大臣　内田　常雄
通商産業大臣　宮澤　喜一
運輸大臣　橋本登美三郎
郵政大臣　井出一太郎
労働大臣　野原　正勝
建設大臣　根本龍太郎

科学技術庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百十一号

科学技術庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第六項及び第二十条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

科学技術庁組織令（昭和三十一年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第十三条まで」の下に「、第十四条の二」を加える。

第十条中「四課」の下に「及び海洋開発官一人」を加える。

第十一条第二号及び第四号中「及び第十三条」を「、第十三条及び第十四条の二」に、「他課」を「他」に改め、同条第五号中「第十四条」を「第十四条の二」に、「他課」を「他」に改め、同条第六号中「他課」を「他」に改める。

第十二条第一号及び第三号中「宇宙企画課」の下に「及び海洋開発官」を加え、同条第四号中「及び宇宙開発課」を「、宇宙開発課及び海洋開発官」に改め、同条第七号を削る。

第十三条第一号中「第十五条まで」を「この条、次条及び第十五条」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（海洋開発官）

第十四条の二　海洋開発官は、次の事務をつかさどる。

一　関係行政機関の科学技術に関する事務のうち、海洋科学技術に係るものの総合調整に関すること。

二　前号に掲げる事務に係る科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

三　試験研究機関の経費等の見積り方針の調整に関する事務のうち、海洋科学技術に係るものに関すること。

四　総合的試験研究等の助成に関する事務のうち、海洋科学技術に係るものに関すること。

五　海洋科学技術審議会の庶務に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作

科学調査官及び科学研究官の定数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百十二号

科学調査官及び科学研究官の定数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）第十四条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

科学調査官及び科学研究官の定数を定める政令（昭和三十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「十人」を「九人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百十三号

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令

内閣は、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号の表に定めるとおりとする。

一　政府代表

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

二　政府代表以外の職員

区　分	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級の者	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二等級の三号俸以上の者	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以下の者	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上又は四等級の五号俸以上の者	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下の者	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上の者	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下又は六等級の五号俸以上の者	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下又は七等級の五号俸以上の者	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
七等級の四号俸以下の者	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円
八等級の五号俸以上の者	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下の者	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

備考　この表の上欄に掲げる等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠の職務の等級及び号俸をいう。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第百二十三号）は、廃止する。

内閣総理大臣　佐藤　栄作
外務大臣　愛知　揆一

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百十四号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「三十三円」を「五十六円」に、「二十円」を「二十円。ただし、協力援助者に第一号に該当する者がない場合にあつては、四十円」に改める。

第二条　海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十四年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項に次のただし書を加える。

ただし、障害給付年金及び遺族給付年金で昭和四十五年四月一日以後の期間について支給すべきものについては、改正後の第三条第一項の規定を適用する。

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の第三条第二項の規定は、昭和四十五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

運輸大臣　橋本登美三郎
内閣総理大臣　佐藤　栄作

工場排水等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和四十五年五月一日
内閣総理大臣　佐藤　栄作

政令第百十五号

工場排水等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、工場排水等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百八十二号）第二条第二項、第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

工場排水等の規制に関する法律施行令（昭和三十四年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の三の項中「ニ　寒天製造施設のうち原料洗浄施設」を

「ニ　寒天製造施設のうち洗浄施設
ホ　冷凍製品製造施設のうち原料処理施設、洗浄施設、肉さらし施設及び脱水施設」

に改める。

別表中一の一一の項を一の一二の項とし、一の六から一の一〇までの項を一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。

一の六	みそ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　洗浄施設 ロ　湯煮施設	農林大臣	都道府県知事

別表中二の二の項を二の三の項とし、同項の前に次のように加える。

二の二	魚かす又はフィッシュソリュブル製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ　原料処理施設 ロ　圧搾施設 ハ　脱臭施設 ニ　真空濃縮施設	農林大臣	都道府県知事

別表の一三の項の次に次のように加える。

一三の二	無水けい酸製造業の用に供する塩酸回収施設	通商産業大臣	都道府県知事

別表の一六の項中「アセトン、ブタノール又はエタノールの」を「エタノールの」に改める。

別表の一七の項中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

別表の一九の項中「ヌ　カプロラクタム精製施設」を

「ヌ　カプロラクタム精製施設
ル　ブタノール製造施設のうちじょうりゅう施設
オ　アクリルニトリル製造施設のうち急冷施設及びじょうりゅう施設
ワ　ポリエチレンテレフタレート製造施設のうちメタノール、エチレングリコール又はテレフタル酸の回収施設」

に改める。

別表の二九の二の項の次に次のように加える。

二九の三	砕石製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕機 ロ 水洗式分級機	通商産業大臣	都道府県知事

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四十五年五月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第百十六号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

特定港湾施設整備特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四十五年五月一日

農林大臣 倉石 忠雄
通商産業大臣 宮澤 喜一
内閣総理大臣 佐藤 栄作

別表第一北海道の項重要港湾の欄中「苫小牧」の下に「、十勝」を加え、同表大分県の項重要港湾の欄中「別府」の下に「、佐伯」を加え、同表鹿児島県の項重要港湾の欄中「志布志」の下に「、川内」を加える。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 港湾整備促進法施行令（昭和二十八年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

別表北海道の項中「、十勝」を削り、同表大分県の項中「、佐伯」を削り、同表鹿児島県の項中「、川内」を削る。

運輸大臣 橋本登美三郎
内閣総理大臣 佐藤 栄作

内閣総理大臣 佐藤 栄作

政令第百十七号

特定港湾施設整備特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第二条及び第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定港湾施設整備特別措置法施行令（昭和三十四年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第一小名浜の項中「中央埠頭石炭岸壁附属泊地」を「中央埠頭石炭岸壁附属泊地 藤原木材埠頭岸壁附属泊地」に、「中央埠頭石炭岸壁」を「中央埠頭石炭岸壁 藤原木材埠頭岸壁」に改め、同表鹿島の項を次のように改める。

鹿島	水域施設	中央航路
		外港航路
		北航路
	外郭施設	外港南防波堤

別表第一横浜の項中「出田町石炭埠頭岸壁附属泊地」を「出田町石炭埠頭岸壁附属泊地 金沢木材埠頭岸壁附属泊地」に、「出田町石炭埠頭岸壁」を「出田町石炭埠頭岸壁 金沢木材埠頭岸壁」に改める。

別表第二小名浜の項中「中央埠頭石炭岸壁」を「中央埠頭石炭岸壁 藤原木材埠頭岸壁」に改め、同表横浜の項中「出田町石炭埠頭岸壁」を「出田町石炭埠頭岸壁 金沢木材埠頭岸壁」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

運輸大臣 橋本登美三郎
内閣総理大臣 佐藤 栄作

府 令

○総理府令第十三号

沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第九条第三項の規定に基づき、沖縄事務局組織規則を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

沖縄事務局組織規則

（次長）

第一条 沖縄事務局（以下「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理し、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分課等）

第二条 事務局の事務を分掌させるため、事務局に、総務課、指導課、法務課、福祉課及び経済課を置く。

2 各課に課長を置く。

3 課長は、局長の命を受けて、課務を掌理する。

（総務課）

第三条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 事務局の人事、会計及び庶務に関すること。
二 広報に関すること。
三 沖縄におけるアメリカ合衆国の政府機関との連絡及び協議に関すること。
四 本土と沖縄との間の渡航に関すること。
五 本土と沖縄にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること（福祉課の所掌に属する事務を除く。）。
六 旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務に関すること。
七 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

（指導課）

第四条 指導課においては、次の事務をつかさどる。

一 沖縄・北方対策庁設置法（以下「法」という。）第九条第二項第一号に掲げる事務の総括に関すること。
二 沖縄における財政援助及び技術援助の執行の管理に関すること。
三 法第九条第二項第一号から第三号までに掲げる事務のうち、財政の部門に係る事務（経済課の所掌に属する事務を除く。）並びに文教及び地方行政の各部門に係る事務に関すること。
四 法第九条第二項第一号及び第二号に掲げる事務のうち、他課の所掌に属しないものに係る事務に関すること。

（法務課）

第五条 法務課においては、法第九条第二項第一号から第三号までに掲げる事務のうち、次の事務をつかさどる。

一 行政組織及び公務員制度（国の制度に相当するものに限る。）並びに法制一般に係る事務に関すること。
二 司法、法務及び警察の各部門に係る事務に関すること。

（福祉課）

第六条 福祉課においては、次の事務をつかさどる。

一 法第九条第二項第一号から第三号までに掲げる事務のうち、厚生及び労働の各部門に係る事務に関すること。
二 元南西諸島官公署職員等に係る恩給、共済及び給与に関すること。
三 沖縄における元の軍人、軍属等に係る援護等に関すること。
四 沖縄における旧外地からの引揚者に係る援護等に関すること。

（経済課）

第七条 経済課においては、法第九条第二項第一号から第三号までに掲げる事務のうち、金融並びに農林、通商産業、運輸、郵政及び建設の各部門に係る事務をつかさどる。

（参事官）

第八条 事務局に、参事官三人を置く。

2 参事官は、特に命ぜられた重要事項の審議に参画する。

（調査官）

第九条 事務局に、調査官四人を置く。

2 調査官は、特定事項についての調査、企画及び立案に従事する。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

○総理府令第十四号

沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に伴う関係総理府令の整理に関する総理府令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

沖縄・北方対策庁設置法の施行に伴う関係総理府令の整理に関する総理府令

（総理府本府組織規則の一部改正）

第一条 総理府本府組織規則（昭和四十年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第七条 削除

第二章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第十五条から第十八条の四まで 削除

附則中第三項から第五項までを削る。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行規則（昭和二十八年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「総理府特別地域連絡局長」を「沖縄・北方対策庁長官」に、「日本政府沖縄事務所長（以下「沖縄事務所長」という。）」を「沖縄事務局長」に改め、同条第二項中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

第八条及び第九条中「総理府特別地域連絡局長」を「沖縄・北方対策庁長官」に、「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（旧勲章年金受給者に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 旧勲章年金受給者に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

様式第一号から様式第七号まで中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（本邦から沖縄に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対して発給する身分証明書の発給の申請書等及び身分証明書受領証の様式を定める総理府令の一部改正）

第五条 本邦から沖縄に渡航する者及び沖縄から本邦に渡航する者に対して発給する身分証明書の発給の申請書等及び身分証明書受領証の様式を定める総理府令（昭和四十二年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「本邦」を「本土」に改める。

第一条中「本邦」を「本土」に改める。

別記様式第三号及び様式第五号中「本邦」を「本土」に改める。

別記様式第六号中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○総理府・大蔵省令第一号

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）第八条の八及び第二十八条の規定に基づき、元南西諸島官公署職員に係る国家公務員共済組合法の規定による年金等の請求手続等の特例に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作
大蔵大臣 福田 赳夫

元南西諸島官公署職員に係る国家公務員共済組合法の規定による年金等の請求手続等の特例に関する命令の一部を改正する命令

元南西諸島官公署職員に係る国家公務員共済組合法の規定による年金等の請求手続等の特例に関する命令（昭和二十九年総理府令・大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総理府特別地域連絡局長又は日本政府沖縄事務所長」を「沖縄・北方対策庁長官又は沖縄事務局長」に改め、同条第二項第一号

中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改め、同条同項第二号中「総理府特別地域連絡局長」を「沖縄・北方対策庁長官」に改める。

第十八条第三項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○法務省令第二十三号

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号）第三十三条並びに沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法施行令（昭和四十四年政令第百七十一号）第一条の規定に基づき、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う土地家屋調査士試験の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　法務大臣　小林　武治

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う土地家屋調査士試験の特例に関する省令の一部を改正する省令

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う土地家屋調査士試験の特例に関する省令（昭和四十四年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄事務所の所長」を「沖縄事務局の局長」に改める。

第三条中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第三号

旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）及び旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、旅券法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　外務大臣　愛知　揆一

旅券法の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

旅券法の特例に関する法律施行規則（昭和四十二年外務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「沖縄事務所（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十三条に定める日本政府沖縄事務所をいう。）」を「沖縄事務局（沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）第九条に定める沖縄事務局をいう。）」に、「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改め、同条第二項及び第四項中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

第三条第二項及び第三項中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

第四条第一項中「三年」を「一月」に改め、同条第二項中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

第五条第二項及び第三項中「沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

別記第三号様式及び別記第五号様式中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

別記第六号様式中「日本政府沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省令第三十九号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十一条の二十六第二項の規定に基づき、関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　大蔵大臣　福田　赳夫

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第五条第一項中「昭和四十四年度」を「昭和四十五年度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○大蔵省令第四十号

国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二十二条の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　大蔵大臣　福田　赳夫

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造の項中

「
三十平方メートル以上四十五平方メートル未満
四十五平方メートル以上五十八平方メートル未満
」

を

「
三十平方メートル以上四十八平方メートル未満
四十八平方メートル以上五十八平方メートル未満
」

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生省令第十八号

沖縄・北方対策庁設置法（昭和四十五年法律第三十九号）の施行に伴い、関係法令の規定に基づき、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　厚生大臣　内田　常雄

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則等の一部を改正する省令

（戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第二条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び様式第一号から様式第七号までの様式中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第三条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

様式第一号から様式第三号までの様式中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部改正）

第四条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

様式第一号、様式第二号及び様式第三号中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第五条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

様式第一号から様式第三号までの様式中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第六条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十二年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中「日本政府沖縄事務所長」を「沖縄事務局長」に改める。

（沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正）

第七条　沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う厚生省関係の特例に関する省令（昭和四十四年厚生省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則、引揚者給付金等支給法施行規則、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則（以下「遺族援護法施行規則等」という。）の規定に基づいて日本政府沖縄事務所長に対してされている手続は、この省令による改正後の遺族援護法施行規則等の相当規定に基づいて、沖縄事務局長に対してされた手続とみなす。

○農林省令第十九号

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）を実施するため、農林省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　農林大臣　倉石　忠雄

農林省組織規程の一部を改正する省令

農林省組織規程（昭和二十四年農林省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四の二を第一条の四の三とし、第一条の四の次に次の一条を加える。

（システム分析室）

第一条の四の二　大臣官房企画室にシステム分析室を置く。

2　システム分析室においては、農林省の所管行政に係るシステム分析に関する重要事項についての企画、調査及び連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　農林大臣　倉石　忠雄

農林省定員規則の一部を改正する省令

農林省定員規則（昭和四十四年農林省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「水　産　庁｜一、八八四人」を「水　産　庁｜一、八八三人」に、「合　計｜九八、四〇三人」を「合　計｜九八、四〇二人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林省運輸省建設省令第一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十五条第二項の規定に基づき、海岸法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

農林大臣　倉石　忠雄

運輸大臣　橋本登美三郎

建設大臣　根本龍太郎

海岸法施行規則の一部を改正する省令

海岸法施行規則（昭和三十一年農林省運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「百円につき一日三銭の割合を乗じて」を「同条第一項に規定する負担金等の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の海岸法施行規則第九条の規定は、この省令の施行の日の前日以後に到来する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

○農林省建設省令第一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三十八条第二項の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

農林大臣　倉石　忠雄

建設大臣　根本龍太郎

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令

地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「百円につき一日三銭の割合を乗じて」を「同条第一項（法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する負担金の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の地すべり等防止法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行の日の前日以後に到来する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

○通商産業省令第三十五号

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五十七条、第六十四条および第六十五条の規定に基づき、ならびに第九十二条の規定を実施するため、丸編みくつした調整規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和四十五年五月一日　通商産業大臣　宮澤　喜一

丸編みくつした調整規則の一部を改正する省令

丸編みくつした調整規則（昭和三十六年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表を次のように改める。

種類			数値
半自動式丸編みくつした編立機			三分の一
自動式丸編みくつした編立機（口ゴム編立機を除く。）	パンティストッキング編立機		一
	その他の編立機	糸の供給口数が一口または二口のもの	一
		糸の供給口数が三口または四口のもの	二
		糸の供給口数が五口または六口のもの	三
		糸の供給口数が七口以上のもの	四

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　事業者は、この省令の施行の際現に丸編みくつした調整規則（以下「規則」という。）第二条の登録を受けているパンティストッキング編立機について、その登録番号を記載した届出書を、この省令の施行の日から三十日以内に、通商産業大臣に提出しなければならない。

3　この省令の施行の際現に規則第二条の登録を受けているパンティストッキング編立機の能力換算数値については、前項の届出がなされるまでの間は、なお従前の例による。

4　第二項の届出があつた場合には、その届出に係る編立機について、規則第九条第一項の規定による届出があつたものとみなす。

5　第二項の通商産業大臣の事務は、日本靴下工業組合連合会（東京都中央区日本橋両国三番地）に処理させるものとする。

○通商産業省令第三十六号

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五十八条の規定に基づき、丸編みくつした編立機設置制限規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和四十五年五月一日　通商産業大臣　宮澤　喜一

丸編みくつした編立機設置制限規則の一部を改正する省令

丸編みくつした編立機設置制限規則（昭和三十六年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

種類			数値
半自動式丸編みくつした編立機			三分の一
自動式丸編みくつした編立機（ロゴム編立機を除く。）	パンティストッキング編立機		一
	その他の編立機	糸の供給口数が一口または二口のもの	一
		糸の供給口数が三口または四口のもの	二
		糸の供給口数が五口または六口のもの	三
		糸の供給口数が七口以上のもの	四

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第三十七号

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第三十六条の十三の規定に基づき、石炭鉱業合理化臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和四十五年五月一日　通商産業大臣　宮澤　喜一

石炭鉱業合理化臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

石炭鉱業合理化臨時措置法施行規則（昭和三十年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十三第四号中「年一割」を「年十パーセント」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○運輸省令第三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百条第一項の規定を実施するため、道路運送車両法関係調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　運輸大臣　橋本登美三郎

道路運送車両法関係調査規則の一部を改正する省令

道路運送車両法関係調査規則（昭和二十六年運輸省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「毎月十日までに、前月の」を「毎四半期の経過後一月以内に、当該四半期に係る」に改め、「二通」を削る。

第二条の二中「（四月を起算月とする毎三箇月を一の四半期とする。以下同じ。）の始まる日から一箇月以内に、前四半期の」を「の経過後一月以内に、当該四半期に係る」に改める。

第三条中「毎暦年度の始まる日から一箇月以内に、前暦年度の車台番号・原動機型式打刻報告書」を「毎年一月三十一日までに、前年に係る車台番号打刻報告書」に改める。

第四条中「毎四半期の始まる日から一箇月以内に、前四半期の」を「毎年一月三十一日までに、前年に係る」に改める。

第六条第三項を削る。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（指定自動車販売実績報告書）

指定自動車販売実績報告書

運輸大臣　殿

昭和　年　月　日

報告者の氏名又は名称及び印

住　所

昭和　年第　・四半期

自動車型式指定番号	自動車の車名及び型式	自動車の種別	燃料の種類	用途	販売数			
					月	月	月	計
小　計								
合　計								

（日本工業規格B列5番）

備考　輸出台数は、それぞれ該当欄にかっこ書別計とすること。

第二号様式中「昭和　年度　・4半期分」を「昭和　年第　・四半期分」に改める。

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（車台番号打刻報告書）

車台番号打刻報告書

運輸大臣　殿

昭和　年　月　日

報告者の氏名又は名称及び印

住　所

昭和　年分

車台の名称及び型式	届出をした打刻様式	開始		終了		打刻をした事業場の名称及び所在地	備考
		番号	打刻年月日	番号	打刻年月日		

（日本工業規格B列5番）

第四号様式中「昭和　年度第　半期分」を「昭和　年分」に、

「

特種用途	大型		
	その他		
大型特殊自動車			

」を

「

特種用途			
大型特殊自動車	一般		
	建設機械		

」に、「（日本標準規格B列5番型）」を「（日本工業規格B列5番）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○建設省令第七号

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）を実施するため、建設省内部部局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　建設大臣　根本龍太郎

建設省内部部局組織規程の一部を改正する省令

建設省内部部局組織規程（昭和二十七年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の十二を第一条の十三とし、第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とし、第一条の九の次に次の一条を加える。

（地すべり対策室）

第一条の十　河川局砂防部砂防課の所掌事務のうち、建設省組織令第二十五条の二第二号及び第六号に掲げる事務で地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び急傾斜地崩壊防止に関するものをつかさどるため、地すべり対策室を置く。

第四条第一項中「三人以内」を「四人以内」に改める。

第四条の五第一項中「四人以内」を「七人以内」に改める。

第九条中「五十三人以内」を「五十四人以内」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○建設省令第八号

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第十五条の規定に基づき、地方建設局組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　建設大臣　根本龍太郎

地方建設局組織規程の一部を改正する省令

地方建設局組織規程（昭和二十四年建設省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表東北地方建設局の部湯沢工事事務所の項中「秋田県仙北郡西仙北町強首字下袋二百二十一番の六地先の強首橋から上流」を「淀川の合流点から上流」に改める。

別表北陸地方建設局の部旧信濃川工事事務所の項を次のように改める。

信濃川下流工事事務所	新潟市	信濃川下流（左岸　新潟県西蒲原郡分水町大川津千二百三十八番の一地先 右岸　同町大川津辰新手川欠跡千七十二番の六地先　から下流）の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報

別表北陸地方建設局の部長岡工事事務所の項中「二　信濃川下流（新潟県境から下流。旧信濃川工事事務所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報」を「二　信濃川中流（新潟県境から下流の区間のうち、信濃川下流を除く区間）及び信濃川放水路の改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報」に改め、同部羽越工事事務所の項中「二　荒川の改良工事、維持修繕その他の管理」を「二　荒川（大石ダム調査事務所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理」に改め、同項の次に次の一項を加える。

大石ダム調査事務所	新潟県岩船郡荒川町	大石川大石ダム建設工事に関する調査及び当該ダムに係る河川の管理

別表中部地方建設局の部丸山ダム管理所の項中「一　木曽川丸山ダムの維持及び管理その他当該ダムに係る河川の管理　二　木曽川水系の水理調査及び総合開発事業の調査」を「木曽川丸山ダムの維持及び管理その他当該ダムに係る河川の管理」に改める。

別表九州地方建設局の部筑後川工事事務所の項中「一　筑後川（松原下筌ダム工事事務所の所管区域を除く。）の改良工事、維持修繕その他の管理及び水防警報」を「一　筑後川（松原下筌ダム工事事務所の所管区域を除く。）及び矢部川の改良工事、維持修繕その他の管理並びに筑後川の洪水予報及び水防警報」に改める。

別表九州地方建設局の部菊池川工事事務所の項中「菊池川の改良工事」を「菊池川（竜門ダム調査事務所の所管区域を除く。）の改良工事」に改め、同項の次に次の一項を加える。

竜門ダム調査事務所	菊池市	菊池川竜門ダム建設工事に関する調査及び当該ダムに係る河川の管理

別表九州地方建設局の部大分工事事務所の項中「山国川」を「山国川（柿坂ダム調査事務所の所管区域を除く。）」に改め、同部佐伯工事事務所の項の次に次の一項を加える。

柿坂ダム調査事務所	中津市	山国川柿坂ダム建設工事に関する調査及び当該ダムに係る河川の管理

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○建設省令第九号

特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定に基づき、特定多目的ダム法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

建設大臣　根本龍太郎

特定多目的ダム法施行規則の一部を改正する省令

特定多目的ダム法施行規則（昭和三十二年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条中「百円につき一日三銭の割合を乗じて」を「同条第一項に規定する負担金等の額につき年十・七五パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の特定多目的ダム法施行規則第九条の規定は、この省令の施行の日の前日以後に到来する納期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した納期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

規　則

○司法試験管理委員会規則第一号

司法試験管理委員会は、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第十七条の規定に基づき、沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う司法試験の特例に関する規則（昭和四十四年司法試験管理委員会規則第二号）の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

司法試験管理委員会委員長　津田　實

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う司法試験の特例に関する規則の一部を改正する規則

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の施行に伴う司法試験の特例に関する規則（昭和四十四年司法試験管理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

二及び三中「沖縄事務所」を「沖縄事務局」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○厚生省訓令第二号

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第七十二条第三項の規定に基づき、事務部を置く国立病院を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

事務部を置く国立病院を指定する訓令の一部を改正する訓令

事務部を置く国立病院を指定する訓令（昭和三十一年三月厚生省訓令第二号）の一部を次のように改正する。

「国立栃木病院」を「国立栃木病院　国立埼玉病院」に、「国立京都病院」を「国立京都病院　国立舞鶴病院」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○厚生省訓令第三号

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第八十条第三項の規定に基づき、副所長を置く国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

副所長を置く国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令

副所長を置く国立療養所を指定する訓令（昭和三十七年一月厚生省訓令第一号）の一部を次のように改正する。

「国立宮城療養所」を「国立療養所宮城病院」に、「国立療養所東京病院」を「国立療養所東京病院　国立村山療養所」に、「国立宇多野療養所」を「国立療養所宇多野病院」に、「国立広島療養所」を「国立療養所広島病院」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○厚生省訓令第四号

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第七十六条の二第三項及び第八十四条の三第三項の規定に基づき、事務部に庶務課、会計課及び医事課を置く国立病院及び国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

事務部に庶務課、会計課及び医事課を置く国立病院及び国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令

事務部に庶務課、会計課及び医事課を置く国立病院及び国立療養所を指定する訓令（昭和三十七年三月厚生省訓令第四号）の一部を次のように改正する。

「国立相模原病院」を「国立相模原病院　国立横浜病院」に、「国立療養所中野病院」を「国立療養所中野病院　国立療養所近畿中央病院」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○厚生省訓令第五号

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第八十二条第四項の規定に基づき、事務部及び医務部を置く国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

事務部及び医務部を置く国立療養所を指定する訓令の一部を改正する訓令

事務部及び医務部を置く国立療養所を指定する訓令（昭和三十一年三月厚生省訓令第三号）の一部を次のように改正する。

「国立武蔵療養所」を「国立武蔵療養所　国立肥前療養所」に改める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

○農林省訓令第12号

省中一般

農林省定員規則（昭和44年農林省令第29号）第2項の規定に基づき、農林省定員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和45年5月1日

農林大臣　倉石　忠雄

農林省定員規程の一部を改正する訓令

農林省定員規程（昭和44年農林省訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第1項の水産庁の表中「漁業調整事務局及び漁業調整事務所計　73人」を「漁業調整事務局及び漁業調整事務所計　72人」に、「合計　1,884人」を「合計　1,883人」に改める。

附　則

この訓令は、昭和45年5月1日から施行する。

告　示

○大蔵省　農林省　通商産業省告示第三号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十一条の二十九に規定する関税を免除するアルコール製造用糖みつ（ハイ・テスト・モラセスを含む。）の数量及びその割当証明書の有効期間並びにその発給に関する手続等を定める件（昭和四十二年九月大蔵省　農林省　通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月一日

大蔵大臣　福田　赳夫

農林大臣　倉石　忠雄

通商産業大臣　宮澤　喜一

第一条第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十五年九月三十日」に、「三十八万七千トン」を「五十四万五百トン」に、「九万五千九百トン」を「十六万二千九百トン」に、「四十八万二千九百トン」を「七十万三千四百トン」に改める。

第四条中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十五年九月三十日」に改める。

○厚生省告示第百四十五号

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和三十七年一月厚生省告示第一号（副所長を置く国立療養所の診療科設置の件）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

国立宮城療養所の項中「国立宮城療養所」を「国立療養所宮城病院」に改める。

国立療養所東京病院の項の次に次の一項を加える。

国立村山療養所	内科、神経科、呼吸器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、ひ尿器科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科

国立宇多野療養所の項中「国立宇多野療養所」を「国立療養所宇多野病院」に改め、「循環器科」の下に「、小児科」を加える。

国立療養所刀根山病院の項中「循環器科」の下に「、小児科」を加える。

国立広島療養所の項中「国立広島療養所」を「国立療養所広島病院」に改める。

○厚生省告示第百四十六号

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第八十四条の四第二項において準用する第八十二条第三項の規定に基づき、昭和三十一年三月厚生省告示第三十二号（事務部及び医務部を置く国立療養所の診療科設置の件）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

国立武蔵療養所の項の次に次の一項を加える。

国立肥前療養所	内科、精神科、神経科、外科、歯科

○厚生省告示第百四十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項の規定に基づき援護の実施機関が身体障害者の収容を委託することができる施設として、昭和四十五年二月一日次のものを指定した。

昭和四十五年五月一日

厚生大臣　内田　常雄

施設の名称	施設の種類	所在地	設置者
社会福祉法人岩見沢光明舎	身体障害者授産施設	岩見沢市利根別町十六丁目二十八番地の十	社会福祉法人　岩見沢光明舎

○社会保険庁告示第五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第九条第一項の規定に基づき、船舶所有者の組織する団体として指定し、昭和三十年四月厚生省告示第百四十号をもって告示した次の団体は、昭和四十五年五月一日付けをもって、その指定を取り消した。

昭和四十五年五月一日

社会保険庁長官事務取扱　熊崎　正夫

名　称	所　在　地
三谷漁業協同組合	愛知県蒲郡市三谷町通埠頭地内

○社会保険庁告示第六号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条第四項の規定に基づき、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給を行なう施設として指定し、昭和三十二年五月厚生省告示第百四十九号をもって告示した次の施設は、昭和四十五年五月一日付けをもって、その指定を取り消した。

昭和四十五年五月一日

社会保険庁長官事務取扱　熊崎　正夫

名　称	所　在　地
船員保険室蘭休療所	北海道室蘭市築地町無番地
船員保険千葉休療所	千葉県千葉市出洲海岸埋立地

○農林省告示第六百三十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十二号（予算科目に係る補助金の交付に関する事務について委任した等の件）の一部を次のように改正する。ただし、昭和三十八年度分の補助金から昭和四十四年度までの年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

昭和四十五年五月一日　農林大臣　倉石　忠雄

一の表を次のように改める。

委任した補助金等の予算科目	委任した機関名	委任した事務の内容
食料品流通消費改善対策費補助金のうち、生活センター・食品テスト施設費補助金 農業近代化資金融通等事務費補助金 被害農家営農資金利子補給補助金 被害農家営農資金損失補償補助金 農業信用基金協会出資補助金 農業近代化資金利子補給補助金 農業委員会費補助金（全国農業会議所費補助金及び農業就業近代化対策事業費補助金のうち全国農業会議所費補助金を除く。） 農山漁村同和対策費補助金 山村振興対策費補助金 農業協同組合助成費補助金のうち、農業協同組合検査等指導費補助金（都府県に交付するものに限る。）及び農業協同組合監査等事業費補助金（都府県に交付するものに限る。） 地力保全対策費補助金 農業改良資金助成補助金 主要農作物等生産改善対策費補助金 農業機械化促進費補助金 植物防疫対策費補助金のうち、植物防疫事業費補助金 農業振興地域整備促進費補助金 農業者転職対策推進調査事業費補助金 農業構造改善事業費補助金 農業経済圏整備事業費補助金 農業構造改善推進費補助金（農業団体農業構造改善事業指導調査費補助金のうち、農業構造改善問題研究会費及び全国農業構造改善協会費に係るものを除く。） 農業改良普及事業費補助金 農村青少年研修教育事業費補助金のうち、農村青少年研修教育費補助金（都府県に交付するものに限る。） 開拓営農振興対策費補助金 農地調整費補助金 家畜改良増殖事業費補助金 家畜導入事業費補助金 飼料生産及流通対策費補助金 畜産経営技術向上等対策費補助金（畜産経営技術向上等指導費補助金を除く。） 家畜畜産物流通改善対策費補助金（生乳流通改善対策事業費補助金のうち、中央団体生乳流通改善調整指導事業費に係るものを除く。） 繭検定所補助金 蚕糸技術改良普及事業費補助金（製糸技術経営改善促進費補助金を除く。） 蚕業生産改善対策費補助金 青果物等生産流通対策費補助金（都府県に交付するものに限る。） 地域特産農業推進対策費補助金 甘味資源生産対策費補助金（都府県に交付するものに限る。） 米生産調整対策指導推進費補助金（中央農業団体推進費補助金を除く。） 海岸保全施設整備事業費補助 土地改良調査計画費補助 国営造成施設管理費補助 都府県営土地改良事業費補助 圃場整備事業費補助 団体営土地改良事業費補助 農道整備事業費補助 畑作振興特別土地改良事業費補助 農地防災事業費補助 諸土地改良事業費補助 東富士演習場周辺農業整備事業費補助 後進地域特例法適用団体補助率差額 干拓事業費補助 開墾事業費補助 農用地開発調査計画費補助 農用地開発事業費補助 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助 農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設災害復旧事業費補助 農業用施設災害関連事業費補助 海岸保全施設災害関連事業費補助 鉱毒対策事業費補助 海岸事業費補助 土地改良事業費補助 障害防止対策事業費補助金 海岸事業工事諸費、土地改良事業等工事諸費及び土地改良事業工事諸費のうち、国家公務員共済組合負担金（事務費国庫負担金、短期給付国庫負担金及び長期給付国庫負担金に限る。）	各地方農政局長	1　法第五条の規定による補助金等の交付申請書の提出時期の決定及びその申請の受理 2　法第六条第一項及び第二項の規定による補助金等の交付の決定 3　法第七条の規定による補助金等の交付条件の附加 4　法第七条第一項の規定による補助事業等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認並びに補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合における報告の受理及び指示 5　法第八条（法第十条第四項及び法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 6　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 7　法第十条第一項の規定による補助金等の交付の決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更 8　法第十条第三項の規定による補助金等の交付 9　法第十二条の規定による補助事業等の遂行状況に関する報告の受理 10　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令 11　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令 12　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による補助事業等の実績報告書の受理 13　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知 14　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正措置の命令 15　法第十七条第一項又は第二項の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部の取消し 16　法第十八条第一項又は第二項の規定による補助金等の返還の命令 17　法第二十条の規定による補助金等の交付の一時停止又は相殺 18　法第二十一条第一項の規定による国税滞納処分の例による徴収 19　法第二十二条の規定により取得し、又は効用の増加した財産の処分の承認 20　法第二十三条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問

○農林省告示第六百三十七号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程を次のように定める。

昭和四十五年五月一日　農林大臣　倉石　忠雄

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程

（趣旨）

第一条　動物医薬品検査所（以下「検査所」という。）が行なう標準製剤、菌株及びウイルス株（以下「標準製剤等」という。）の配布については、この規程の定めるところによる。

（標準製剤等の配布及び価格）

第二条　検査所は、別表の上欄に掲げる標準製剤等をそれぞれ同表の下欄に掲げる価格で次の各号に掲げる者に配布するものとする。

一　地方公共団体又はその機関

二　動物用医薬品の製造業者又は輸入販売業者

三　前二号に掲げる者のほか、動物医薬品検査所長（以下「検査所長」という。）が適当と認めるもの

2　検査所は、検査所長が特に必要があると認めて農林大臣の承認を受けた場合には、別表の上欄に掲げる標準製剤等以外の標準製剤等を前項各号に掲げる者に配布することができる。

3　前項の規定により配布する標準製剤等の価格は、検査所長が農林大臣の承認を受けて定める。

（配布の申請）

第三条　標準製剤等の配布を受けようとする者は、別記様式による申請書を検査所長に提出しなければならない。

（配布の制限等）

第四条　検査所長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る標準製剤等の不足その他の相当な理由があるときは、標準製剤等の配布を拒み、又はその数を制限することができる。

（代金の納付）

第五条　標準製剤等の配布を受けようとする者は、その代金を検査所長の定める期日までにその発行する納入告知書により納付しなければならない。

別表

種類	単位	価格
豚コレラウイルス強毒ALD株	一アンプル	六、〇〇〇円
ニューカッスル病ウイルス佐藤株	一アンプル	一、〇〇〇円
豚丹毒菌弱毒小金井株	一アンプル	二、〇〇〇円
豚丹毒菌強毒県株	一アンプル	一、〇〇〇円
炭疽菌三重株	一試験管	一、〇〇〇円
動物用日本脳炎予防液製造用中山株（薬検系）	一アンプル	一、〇〇〇円
犬ジステンパーウイルススナイダー・ヒル株（標準株）	一アンプル	一、五〇〇円
動物用狂犬病予防液製造用西ケ原株	一試験管	一、〇〇〇円
動物用狂犬病予防液検定用CVS株	一アンプル	一、〇〇〇円
抗生物質検定用試験菌株	一試験管	五〇〇円
常用標準ペニシリン	一びん（二〇〇mg）	一、二〇〇円
常用標準ジヒドロストレプトマイシン		
常用標準オキシテトラサイクリン		
常用標準クロルテトラサイクリン		
動物用胎盤性性腺刺激ホルモン標準品	一アンプル（三、七〇〇国際単位）	五、〇〇〇円

別記様式

標準製剤等配布申請書

年　月　日

動物医薬品検査所長　殿

住所

氏名（名称）　印

下記のとおり配布を申請します。

記

1　配布を受けようとする標準製剤等の名称

2　数量

3　配布を必要とする理由

（日本工業規格B5）

○通商産業省告示第百七十三号

熱管理法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六十号）第九条第五項の規定に基づき、第六十三回熱管理長期研修の時期、場所等を次のとおり告示する。

昭和四十五年五月一日　通商産業大臣　宮澤　喜一

一　時期　前期　昭和四十五年六月十五日から六月二十七日まで
　　　　　後期　昭和四十五年七月六日から七月十八日まで

二　場所　香川県総合会館（高松市番町一丁目十番三十七号）

三　研修人員　三十名

四　申込先　四国通商産業局総務部技術課（高松市番町一の十の六）

五　申込締切日　昭和四十五年五月十五日

六　申込要領　研修を受けようとする者は、別記様式による第六十三回熱管理長期研修申込書に本人の写真（名刺判半身）を添えて、申込締切日までに申込先に提出すること。

七　研修承認　研修の受講を承認した者には、研修受講承認証を交付する。

様式

第六十三回熱管理長期研修申込書

一　氏名（ふりがなをつけること。）

二　生年月日

三　学歴（最終学校について入学年月日および卒業年月日を記入のこと。）

四　現職

第六十三回熱管理長期研修を受けたいので申し込みます。

昭和　年　月　日

申込者の所属する工場または事業場の名称および所在地

申込者の本籍

申込者の現住所(通知先)

申込者の氏名　㊞

通商産業大臣　殿

（注）申込書の大きさは、日本工業規格B列5番とし、とじしろとして左側を二センチメートルあけること。

○通商産業省告示第百七十四号

輸出入取引法施行令（昭和三十年政令第二百四十四号）第二条第一項第四号の規定に基づき、昭和四十四年十二月通商産業省告示第七百七十一号（全地域を仕向地とする長さが二六センチメートル以下の食卓用ナイフ等であつて、鉄鋼製のもの（半製品を含む。）に係る輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令第一条第一項の承認の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月一日　通商産業大臣　宮澤　喜一

第一号中「昭和四十五年一月一日から同年四月三十日」を「昭和四十五年五月一日から同年八月三十一日」に改める。

○運輸省告示第百二十四号

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（昭和四十四年政令第三百九号）第三条第一項ただし書の規定に基づき、自動車の自動車登録ファイルへの登録を開始する地域及び当該地域に係る開始日を次のとおり告示する。

昭和四十五年五月一日　運輸大臣　橋本登美三郎

一　地域　東京都、神奈川県（平塚市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡及び津久井郡の区域に限る。）、埼玉県、群馬県、千葉県（市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、習志野市、八千代市、流山市、東葛飾郡及び印旛郡（印西町、栄町、白井町、印旛村及び本埜村の区域に限る。）の区域を除く。）、茨城県、栃木県及び山梨県の区域

二　開始日　昭和四十五年六月一日

○郵政省告示第三百六十一号

次の簡易無線局の用に供する無線設備の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第九条の規定による検定に合格した。

昭和四十五年五月一日　郵政大臣　井出一太郎

	合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
1	東京芝浦電気株式会社	2M22J　無線電話装置	CS1TS150―1.5F3―1―1	C 70018	昭和45年4月6日
2	日本無線株式会社	JHV―1ED形　超短波簡易無線電話装置	CS1NM150―1F3―1―3	C 70019	昭和45年4月7日
3	〃	JHV―401SD形　極超短波簡易無線電話装置	CS1NM400―1F3―1―2	C 70020	昭和45年4月9日
4	多摩コミュニケーション株式会社	簡易無線局用FM送受信機　TCC―15／VRC―05N	CS1TO150―5F3―1―2	C 70021	〃

○郵政省告示第三百六十二号

次のF三電波を使用する無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器は、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第九条の規定による検定に合格した。

昭和四十五年五月一日　郵政大臣　井出一太郎

	合格者	機器の名称	機器の型式名	検定番号	検定合格の年月日
1	沖電気工業株式会社	VM1013　150MHz／FM超短波無線電話装置	FFM2OK150―5―4―1	F 70012	昭和45年4月7日
2	東洋通信機株式会社	VMT―601型　超短波無線電話装置	FFM2TT60―1―1―1	F 70013	〃

○郵政省告示第三百六十三号

無線従事者国家試験及び免許規則（昭和三十三年郵政省令第二十八号）第二十七条第二項の規定により、昭和三十六年四月郵政省告示第二百四十六号（無線従事者国家試験の一部を免除する学校等を認定した件）をもつて告示した名古屋高等無線電信学校（昭和四十四年四月一日から名古屋電気通信工学院と改称）二部高等科は、昭和四十四年三月三十一日をもつて廃止したので、昭和四十五年四月十六日付けその認定を取り消した。

昭和四十五年五月一日　郵政大臣　井出一太郎

○郵政省告示第三百六十四号

次の無線局について、下記のように変更があつた。

昭和四十五年五月一日　郵政大臣　井出一太郎

無線局	免許の年月日及び番号	変更年月日	変更事項
北海道所属余市海岸局	昭和四一、一二、一 北第一二一三号の三	昭和四五、一、三〇	呼出名称「よいちぎよぎよう」を「しりべしぎよぎよう」に変更する。

○郵政省告示第三百六十五号

昭和三十七年八月郵政省告示第五百十五号（選択呼出装置を装置しなければならない無線局及びその選択呼出装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月一日　郵政大臣　井出一太郎

第一項中「特に指定するもの」を「昭和四十五年二月郵政省告示第百四十六号に規定するもの及び特に指定するもの」に改める。

第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号に掲げる無線局の選択呼出装置の技術的条件は、次のとおりとする。ただし、昭和三十九年十月二十三日以前に沿岸無線電話通信を行なう無線局に装置したものの技術的条件については、この告示の定めにかかわらず、昭和四十六年五月三十一日までは、なお従前の例による。

別表第一号の一の5中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項」に改める。

○自治省告示第九十八号

過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第二項の規定に基づき、過疎地域をその区域とする市町村を次のとおり公示する。

昭和四十五年五月一日　自治大臣　秋田　大助

都道府県名	郡市名	町村名
北海道	美唄市	
	厚田郡	厚田村
	山越郡	八雲町
	檜山郡	上ノ国町、厚沢部町
	久遠郡	大成町
	瀬棚郡	北檜山町
	島牧郡	島牧村
	寿都郡	寿都町、黒松内町
	虻田郡	真狩村、留寿都村、京極町
	岩内郡	共和村
	古宇郡	泊村、神恵内村
	積丹郡	積丹町
	古平郡	古平町
	余市郡	仁木町、赤井川村
	空知郡	北村、栗沢町、江部乙町
	樺戸郡	月形町、新十津川町
	雨竜郡	妹背牛町、雨竜町、沼田町、幌加内町、北竜町
	上川郡	鷹栖町、愛別町、東川町、和寒町、剣淵町、風連町
	勇払郡	占冠村、厚真町
	増毛郡	増毛町
	留萌郡	小平町
	苫前郡	苫前町、初山別村
	天塩郡	幌延町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	中頓別町、歌登町
	網走郡	東藻琴村、女満別町
	常呂郡	端野町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、常呂町
	紋別郡	生田原町、丸瀬布町、白滝村、湧別町、滝上町、西興部村
	有珠郡	大滝村、壮瞥町
	沙流郡	日高町
	三石郡	三石町
	河東郡	士幌町、鹿追町
	中川郡	豊頃町
	釧路郡	釧路村
	阿寒郡	鶴居村
	白糠郡	白糠町
	野付郡	別海村
青森県	東津軽郡	平舘村
	中津軽郡	相馬村
	上北郡	天間林村
	三戸郡	南郷村、倉石村、新郷村
岩手県	和賀郡	和賀町、湯田町
	胆沢郡	衣川村
	気仙郡	三陸町
	上閉伊郡	宮守村
	下閉伊郡	岩泉町、新里村、川井村
	九戸郡	山形村
宮城県	刈田郡	七ケ宿町
	伊具郡	丸森町
	黒川郡	大郷町、大衡村
	加美郡	小野田町、宮崎町
	志田郡	三本木町
	遠田郡	涌谷町
	栗原郡	栗駒町、一迫町、瀬峰町、金成町、志波姫町、花山村
	登米郡	登米町、東和町
	桃生郡	桃生町、北上町
	牡鹿郡	牡鹿町
秋田県	北秋田郡	森吉町、阿仁町、田代町、合川町
	山本郡	琴丘町
	南秋田郡	琴浜村
	河辺郡	雄和村
	由利郡	由利町、鳥海村、東由利村、大内町
	仙北郡	協和町
	雄勝郡	東成瀬村、皆瀬村
山形県	西村山郡	西川町
	最上郡	舟形町、大蔵村
	東置賜郡	川西町
	西置賜郡	小国町、白鷹町、飯豊町
	西田川郡	温海町
	飽海郡	八幡町、平田町
福島県	伊達郡	月舘町
	岩瀬郡	天栄村
	南会津郡	田島町、下郷町、舘岩村、伊南村、南郷村
	耶麻郡	熱塩加納村、山都町、西会津町
	河沼郡	湯川村、柳津町
	西白河郡	東村、大信村
	双葉郡	楢葉町、川内村
	相馬郡	鹿島町
茨城県	東茨城郡	御前山村
	西茨城郡	七会村
	那珂郡	美和村、緒川村
栃木県	上都賀郡	足尾町
	芳賀郡	茂木町
	那須郡	馬頭町
群馬県	勢多郡	黒保根村
	群馬郡	倉渕村
	多野郡	中里村、上野村
	吾妻郡	東村、六合村
	利根郡	白沢村、利根村
埼玉県	秩父郡	両神村
千葉県	夷隅郡	夷隅町
	安房郡	三芳村、長狭町
	君津郡	上総町、清和村
	山武郡	芝山町
東京都		利島村、新島本村、神津島村、三宅村、御蔵島村、青ケ島村
新潟県	東蒲原郡	上川村
	三島郡	出雲崎町
	古志郡	山古志村
	刈羽郡	高柳町、小国町、西山町
	東頸城郡	安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村
	中頸城郡	吉川町、清里村
	佐渡郡	相川町、新穂村、畑野町
	北蒲原郡	黒川村
富山県	婦負郡	山田村
	東礪波郡	利賀村
石川県	珠洲市	
	石川郡	河内村、尾口村
	鹿島郡	能登島町
	鳳至郡	門前町、柳田村
福井県	今立郡	池田町
	南条郡	今庄町、河野村
	遠敷郡	名田庄村
	大飯郡	大飯町
山梨県	東山梨郡	牧丘町、三富村
	東八代郡	芦川村
	西八代郡	下部町
	南巨摩郡	中富町
	北巨摩郡	明野村、須玉町、白州町、武川村
	南都留郡	秋山村、道志村
	北都留郡	小菅村、丹波山村
長野県	北佐久郡	望月町
	小県郡	長門町、武石村、和田村
	上伊那郡	中川村、長谷村
	下伊那郡	阿南町、清内路村、阿智村、浪合村、平谷村、根羽村、売木村、大鹿村、上村、南信濃村
	木曽郡	開田村
	東筑摩郡	四賀村、本城村、坂北村、生坂村
	北安曇郡	八坂村、美麻村
	更級郡	大岡村
	下高井郡	木島平村
	上水内郡	戸隠村、鬼無里村、小川村、中条村
	下水内郡	栄村
岐阜県	揖斐郡	春日村、坂内村、徳山村
	本巣郡	根尾村
	武儀郡	洞戸村、板取村
	郡上郡	明方村、和良村
	恵那郡	串原村、上矢作町
	益田郡	馬瀬村
	大野郡	丹生川村、清見村
静岡県	賀茂郡	南伊豆町
	田方郡	土肥町、中伊豆町
	周智郡	春野町
愛知県	東加茂郡	足助町、下山村、旭町
	北設楽郡	設楽町、東栄町、津具村、稲武町
	南設楽郡	作手村
	西加茂郡	小原村
三重県	一志郡	美杉村
	飯南郡	飯南町、飯高町
滋賀県	伊香郡	木之本町
	高島郡	朽木村
京都府	綴喜郡	宇治田原町
	北桑田郡	京北町、美山町
	船井郡	和知町
	天田郡	三和町、夜久野町
	加佐郡	大江町
	与謝郡	伊根町
兵庫県	佐用郡	上月町、南光町
	出石郡	但東町
	美方郡	村岡町、美方町
	養父郡	大屋町、関宮町
	氷上郡	青垣町
	多紀郡	多紀町、西紀町
	津名郡	五色町
奈良県	宇陀郡	菟田野町、室生村、曽爾村、御杖村
	吉野郡	黒滝村、天川村、野迫川村、川上村、東吉野村
和歌山県	海草郡	美里町
	伊都郡	花園村
	有田郡	清水町
	日高郡	中津村、美山村
	西牟婁郡	中辺路町、大塔村、日置川町、すさみ町
	東牟婁郡	古座川町、熊野川町、本宮町
鳥取県	八頭郡	若桜町、佐治村
	気高郡	鹿野町
	東伯郡	関金町
	日野郡	日南町、溝口町

島根県

大田市	
八束郡	島根町
能義郡	広瀬町、伯太町
仁多郡	仁多町、横田町
飯石郡	吉田村、掛合町、頓原町、赤来町
簸川郡	佐田町、湖陵町
邇摩郡	温泉津町、仁摩町
邑智郡	川本町、大和村、羽須美村、瑞穂町、石見町、桜江町
那賀郡	金城町、旭町、弥栄村、三隅町
美濃郡	美都町、匹見町
鹿足郡	津和野町、日原町、柿木村、六日市町
隠岐郡	布施村、五箇村、都万村、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

御津郡	加茂川町
赤磐郡	吉井町
和気郡	佐伯町
小田郡	美星町
後月郡	芳井町
吉備郡	昭和町
上房郡	有漢町、北房町、賀陽町
川上郡	成羽町、川上町、備中町
阿哲郡	大佐町、神郷町、哲多町、哲西町
真庭郡	落合町、美甘村、新庄村、川上村、中和村
苫田郡	富村、奥津町、阿波村、鏡野町
勝田郡	勝田町
英田郡	大原町、西粟倉村、作東町、英田町
久米郡	中央町、旭町、久米南町、久米町

広島県

庄原市	
安芸郡	倉橋町、蒲刈町
佐伯郡	湯来町、佐伯町、吉和村
山県郡	筒賀村、芸北町、大朝町、千代田町、豊平町
高田郡	八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町、白木町
賀茂郡	福富町、豊栄町、大和町
豊田郡	豊浜町、大崎町、東野町
御調郡	御調町、久井町
世羅郡	甲山町、世羅町、世羅西町
沼隈郡	内海町
芦品郡	協和村
神石郡	油木町、神石町、豊松村、三和町
甲奴郡	上下町、総領町、甲奴町
双三郡	布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町
比婆郡	西城町、東城町、口和町、高野町、比和町

山口県

大島郡	大島町、東和町、橘町
玖珂郡	本郷村、周東町、錦町、美和町
熊毛郡	上関町
都濃郡	鹿野町
佐波郡	徳地町
厚狭郡	楠町
豊浦郡	菊川町、豊田町、豊北町
美祢郡	美東町
大津郡	三隅町、油谷町
阿武郡	川上村、阿武町、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村

徳島県

勝浦郡	上勝町
名西郡	神山町
那賀郡	鷲敷町、相生町
海部郡	宍喰町
板野郡	土成町
阿波郡	市場町
麻植郡	美郷村、木屋平村
美馬郡	美馬町、半田町、一宇村、穴吹町
三好郡	三野町、三好町、山城町、東祖谷山村、西祖谷山村

香川県

小豆郡	池田町
香川郡	塩江町
綾歌郡	綾上町
仲多度郡	琴南町

愛媛県

宇摩郡	新宮村
越智郡	玉川町、吉海町、宮窪町、魚島村、上浦町、大三島町、関前村
温泉郡	中島町
上浮穴郡	久万町、面河村、美川町、柳谷村、小田町
伊予郡	広田村、中山町
喜多郡	長浜町、内子町、五十崎町、肱川町、河辺村
西宇和郡	保内町、伊方町、瀬戸町、三崎町
東宇和郡	明浜町、宇和町、野村町、城川町
北宇和郡	三間町、広見町、松野町、日吉村、津島町、宇和海村
南宇和郡	内海村、一本松町、西海町

高知県

安芸市	
宿毛市	
土佐清水市	
安芸郡	東洋町、奈半利町、安田町、芸西村
香美郡	香我美町、香北町、吉川村、物部村
長岡郡	本山町、大豊村
土佐郡	鏡村、土佐山村、土佐町、大川村
吾川郡	池川町、吾川村、吾北村
高岡郡	越知町、窪川町、梼原町、葉山村、大野見村、東津野村、仁淀村
幡多郡	大正町、大方町、大月町、十和村、西土佐村、三原村

福岡県

山田市	
中間市	
粕屋郡	須恵町
宗像郡	大島村
遠賀郡	水巻町
鞍手郡	小竹町、鞍手町、若宮町
嘉穂郡	嘉穂町、穂波町、庄内町、頴田町
朝倉郡	小石原村、宝珠山村
八女郡	上陽町、矢部村、星野村
田川郡	添田町、糸田町、川崎町、赤池町、方城町、大任町
京都郡	犀川町
築上郡	新吉富村、大平村

佐賀県

多久市	
伊万里市	
佐賀郡	富士町
神埼郡	脊振村、三瀬村
東松浦郡	七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、呼子町
杵島郡	北方町、大町町

長崎県

平戸市	
松浦市	
西彼杵郡	香焼町、野母崎町、三和町、西海町、崎戸町、大瀬戸町、三重村
北松浦郡	大島村、小値賀町、宇久町、福島町、江迎町、鹿町町、小佐々町、佐々町、吉井町、世知原町
南松浦郡	富江町、玉之浦町、三井楽町、岐宿町、奈留町、若松町
壱岐郡	芦辺町、石田村

熊本県

牛深市	
下益城郡	小川町、豊野村、中央村、砥用町
玉名郡	菊水町、三加和町、南関町
鹿本郡	鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町
菊池郡	旭志村
阿蘇郡	小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、西原村
上益城郡	御船町、甲佐町、矢部町、清和村
八代郡	東陽村、泉村
葦北郡	津奈木町
球磨郡	錦町、湯前町、水上村、須恵村、深田村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草郡	姫戸町、御所浦町、倉岳町、栖本町、五和町、苓北町、天草町、河浦町

大分県

竹田市	
豊後高田市	
宇佐市	
西国東郡	大田村、真玉町、香々地町
東国東郡	国見町、国東町、武蔵町、安岐町
速見郡	山香町
大分郡	野津原町、庄内町
南海部郡	上浦町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村
大野郡	野津町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町
直入郡	荻町、久住町、直入町
下毛郡	三光村、本耶馬渓町、耶馬渓町、山国町
宇佐郡	院内町、安心院町

宮崎県

串間市	
西都市	
南那珂郡	北郷町

北諸県郡	山之口町、高城町、山田町、高崎町
西諸県郡	野尻町、須木村、えびの町
東諸県郡	高岡町、国富町、綾町
児湯郡	西米良村、木城村
東臼杵郡	東郷町、南郷村、西郷村、北郷村、北方村、北川村、北浦村
西臼杵郡	日之影町、五ケ瀬町

鹿児島県

大口市	
垂水市	
鹿児島郡	吉田村
揖宿郡	喜入町、頴娃町
川辺郡	笠沙町、大浦町、坊津町、知覧町、川辺町
日置郡	日吉町、吹上町、金峰町
薩摩郡	樋脇町、入来町、東郷町、宮之城町、薩摩町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村
出水郡	東町、長島町
姶良郡	蒲生町、溝辺町、横川町、栗野町、吉松町、福山町
噌唹郡	輝北町、財部町、有明町、大崎町
肝属郡	串良町、吾平町、大根占町、佐多町
大島郡	三島村、十島村、大和村、宇検村、瀬戸内町、住用村、竜郷村、知名町
伊佐郡	菱刈町

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、通商産業大臣により、昭和45年5月1日下記の日本工業規格が制定、改正または廃止された。（通商産業省）

1　制定された日本工業規格

油だき温風暖房機	A4003
円筒錠およびチューブラ錠	A5535
床用ビニルタイル接着剤	A5536
自動車用電気式ウインドシールドウォッシャ	C8359
アルミニウムおよびアルミニウム合金の板および条	H4000
アルミニウムおよびアルミニウム合金の波板	H4010
アルミニウムおよびアルミニウム合金の棒および線	H4040
アルミニウムおよびアルミニウム合金継目無管	H4080
アルミニウムおよびアルミニウム合金溶接管	H4090
アルミニウムおよびアルミニウム合金押出形材	H4100
アルミニウムおよびアルミニウム合金リベット材	H4120
アルミニウムおよびアルミニウム合金鍛造品	H4140
排ガス中の一酸化炭素分析方法	K0098
アンモニウムみょうばん（硫酸アルミニウムアンモニウム）	K1472
カリウムみょうばん（硫酸アルミニウムカリウム）	K1473
革の耐屈曲性試験方法	K6545
革の半球状可塑性試験方法	K6546
液化石油ガス（ＬＰガス）用グリル付きこんろ	S2104
液化石油ガス（ＬＰガス）用レンジ	S2105
液化石油ガス（ＬＰガス）用自動炊飯器	S2108
液化石油ガス（ＬＰガス）用瞬間湯沸器	S2109
液化石油ガス（ＬＰガス）用ふろがま	S2111
エリクセン試験方法	Z2247

2　改正された日本工業規格

石綿スレート	A5403
硬質塩化ビニル波板	A5702
フォームポリスチレン保温材	A9511
高速度鋼付刃バイト	B4152
鎖パイプレンチ	B4647
トーチランプ	B5901
平面研削盤（立軸円テーブル形）運転検査	B6245
製材用帯のこロール機	B6555
圧力容器用鏡板	B8247
マイクロスイッチ	C4505
進相低圧コンデンサ	C4901
ラジオ受信機試験方法	C6102
電子機器用固定磁器コンデンサ（種類Ⅱ）	C6422
電子機器用固定磁器コンデンサ（種類Ⅰ）	C6423
携帯電燈	C8104
カップリング（電線管用）	C8330
ノーマルベンド（電線管用）	C8331
ブッシング（電線管用）	C8332
ロックナット（電線管用）	C8333
サドル（電線管用）	C8334
ユニバーサル（電線管用）	C8335
アウトレットボックス（電線管用）	C8336
スイッチボックス（電線管用）	C8337
コンクリートボックス（電線管用）	C8338
ボックスカバー（電線管用）	C8339
丸形露出ボックス（電線管用）	C8340
露出スイッチボックス（電線管用）	C8341
サービスエルボ（電線管用）	C8342
ターミナルキャップ（電線管用）	C8344
エントランスキャップ（電線管用）	C8345
絶縁ブッシング（電線管用）	C8347
フレキシブルコンジット用コネクタ	C8348
フレキシブルコンジット用カップリング	C8349
フロアダクト（鋼製）	C8351
カップリング（フロアダクト用）	C8353
ジャンクションボックス（フロアダクト用）	C8354
インサート金物（フロアダクト用）	C8355
ユニオンカップリング（電線管用）	C8357
硫酸アルミニウム（硫酸ばんど）	K1423
リサージ（一酸化鉛）	K1456
鉛丹（四三酸化鉛）	K1457
くつ用革	K6551

3　廃止された日本工業規格

エリクセン試験方法	B7777
アルミニウム板および円板	H4101
耐食アルミニウム合金板	H4104
高力アルミニウム合金板	H4105
高力アルミニウム合金合せ板	H4106
アルミニウム波板	H4111
アルミニウム条	H4121
高力アルミニウム合金条	H4122
高力アルミニウム合金合せ条	H4123
アルミニウム合金鍛造品	H4131
アルミニウム継目無管	H4141
アルミニウム電接管	H4142
耐食アルミニウム合金継目無管	H4143
高力アルミニウム合金継目無管	H4144
アルミニウム棒	H4161
耐食アルミニウム合金棒	H4163
高力アルミニウム合金棒	H4164
アルミニウムリベット材	H4165
耐食アルミニウム合金リベット材	H4166
高力アルミニウム合金リベット材	H4167
耐食アルミニウム合金押出形材	H4172
高力アルミニウム合金押出形材	H4173
アルミニウム線	H4181
耐食アルミニウム合金線	H4182
高力アルミニウム合金線	H4183

（内容省略）

備考　内容は、工業技術院標準部、各通商産業局および各都道府県庁において閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て運輸大臣により昭和45年5月1日下記の日本工業規格が制定、確認または改正された。（運輸省）

1　制定された日本工業規格

引船用ビット	F2051
小形船用鋼製風雨密扉	F2332
交流電動ムアリングウインチ	F6705
油圧ウインドラス	F6713

2　確認された日本工業規格

船用蒸気ウインチ	F6701
船用直流電動ウインチ	F6702
直流電動ウインドラス	F6711
船用機関回転計	F7002

3　改正された日本工業規格

船用鋼製風雨密戸付防火扉	F2316
マッシュルーム通風筒	F2407
船用防水プラグ	F8832
船用防水形レセプタクル	F8833

（内容省略）

備考　内容は、運輸省船舶局および各地方海運局船舶部において閲覧に供する。

労　働

争議行為の通知の公表について

ノースウェスト航空労働組合中央執行委員長小泉安司から、昭和45年4月21日、下記第1項の件に関し、争議行為を行なう旨の通知があったので、下記のとおり公表する。

1　事件　不当解雇その他の不当処分の撤回の要求に関する件

2　日時　昭和45年5月2日以降本問題の完全解決に至るまでの期間

3　場所　ノースウエスト航空会社において、ノースウエスト航空労働組合の組合員が従事する全職場（東京都および大阪府）

4　概要　あらゆる形の争議行為を実施する。

昭和45年5月1日　労働大臣　野原　正勝

国家試験

昭和45年度防衛庁職員採用上級技官・教官（甲種）試験

防衛庁は、昭和45年度防衛庁職員採用上級技官・教官（甲種）試験を次のとおり告知する。

昭和45年5月1日　防衛庁

1　対象官職

(1)　防衛庁職員採用上級技官（甲種）試験

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第3条第1項に規定する行政職俸給表(一)の職務の等級6等級に属する下級の管理的官職及び同条第6項に規定する研究職俸給表の職務の等級3等級の官職のうち困難な研究を担当し又は指導して行なうことを職務とする官職

(2)　防衛庁職員採用上級教官（甲種）試験

防衛庁職員給与法施行令第3条第4項に規定する教育職俸給表(一)の職務の等級4等級に属する防衛大学校の助手の官職

2　試験区分

(1)　防衛庁職員採用上級技官（甲種）試験

電気、電子・通信、機械、航空、造船、心理、土木、建築、数学、物理、化学

(2)　防衛庁職員採用上級教官（甲種）試験

電気、機械、航空、土木、数学、化学

3　受験資格

昭和12年4月2日以降に生まれた者で、大学の学部以上を卒業したもの又は昭和46年3月までに卒業する見込みのもの。ただし、日本国籍を有しない者及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に該当する者を除く。

4　第1次試験

(1)　試験の種目

教養試験（択一式）　専門試験（択一式又は記述式）　論文試験

(2)　試験日及び試験地

昭和45年7月5日（日）

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、呉市、福岡市

(3)　合格者発表

昭和45年7月中旬に防衛庁本庁庁舎内にその氏名を掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。

5　第2次試験

(1)　試験の種目

口述試験　身体検査

(2)　試験日及び試験地

昭和45年8月上旬に、東京都において行なう。

6　身上調査

受験申込書記載事項等についての調査

7　最終合格者発表

昭和45年8月下旬に防衛庁本庁庁舎内にその氏名を掲示して発表するほか、合格者には書面で通知し、その氏名を官報に掲載する。

8　採用候補者名簿

最終合格者は、防衛庁の採用候補者名簿（試験区分別）に記載され、採用される資格が与えられる（採用候補者名簿の有効期限は、当該名簿の確定日から原則として1年）。

9　給与

この試験に合格し、採用された者の給与は、防衛庁職員給与法（昭和27年法律第266号）の定めるところにより支給される。

10　受験手続及び受付期間

(1)　受験申込用紙請求先

防衛庁人事教育局人事第3課採用試験係のほか、防衛庁職員採用中級試験の試験機関（札幌、仙台、名古屋、大阪、呉及び福岡の各防衛施設局）でも取り扱う。

(2)　受験申込書提出先

防衛庁人事教育局人事第3課採用試験係

(3)　受験の申込み

所定の受験申込書1部に所要事項を記入し、本人の写真2枚を添付して提出のこと。

(4)　受付期間

昭和45年5月20日（水）から同年6月13日（土）まで

なお、郵送による申込みは、昭和45年6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5)　受付時間

平日の午前9時から午後5時まで（土曜日は午前9時から正午まで）。

参考

1　郵便により受験申込用紙（申込書、試験案内）を請求する場合は、封筒の表に「上級案内請求」と朱書し、返信用封筒（あて先明記・20円切手貼付）を同封のこと。

2　試験の詳細については、「試験案内」を参照のこと。

昭和45年度防衛庁職員採用中級試験

防衛庁は、昭和45年度防衛庁職員採用中級試験を次のとおり告知する。

昭和45年5月1日　防衛庁

1　試験機関及び試験の名称

試験機関	試験の名称
札幌防衛施設局	防衛庁職員採用北海道地方中級試験
仙台防衛施設局	防衛庁職員採用東北地方中級試験
防衛庁人事教育局	防衛庁職員採用関東・甲信越地方中級試験
名古屋防衛施設局	防衛庁職員採用東海・北陸地方中級試験
大阪防衛施設局	防衛庁職員採用近畿・四国地方中級試験
呉防衛施設局	防衛庁職員採用中国地方中級試験
福岡防衛施設局	防衛庁職員採用九州地方中級試験

2　対象官職

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第3条第1項に規定する行政職俸給表(一)の職務の等級8等級及び同条第6項に規定する研究職俸給表の職務の等級4等級の適用を受ける中級職員の占める官職（短期大学又は高等専門学校卒業程度の知識、技術等を必要とするもの。）

3　試験区分

行政事務、語学(英語)、電気・通信、機械、土木、建築

4　受験資格

昭和18年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者で、高等学校以上の学歴を有するもの。ただし、日本国籍を有しない者及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に該当する者を除く。

5　第1次試験

(1)　試験の種目

試験区分	試験の種目
行政事務	教養試験（択一式）　専門試験（択一式）　論文試験
語学(英語)	教養試験（択一式）　専門試験（記述式）　論文試験
電気・通信 機械 土木 建築	教養試験（択一式） 専門試験（択一式又は記述式）

(2)　試験日及び試験地

昭和45年7月5日（日）

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、呉市、福岡市

(3)　合格者発表

昭和45年7月下旬に各試験機関内にその氏名を掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。

6　第2次試験

(1)　試験の種目

口述試験　身体検査

(2)　試験日及び試験地

昭和45年8月中旬に、前記試験地において行なう。

7　身上調査

受験申込記載事項等についての調査

8　最終合格者発表

昭和45年9月下旬に、各試験機関内にその氏名を掲示して発表するほか、合格者には書面で通知し、その氏名を官報に掲載する。

9　採用候補者名簿

最終合格者は、防衛庁の採用候補者名簿（試験区分別）に記載され、採用される資格が与えられる（採用候補者名簿の有効期限は、当該名簿の確定日から原則として1年）。

10　給与

この試験に合格し、採用された者の給与は、防衛庁職員給与法（昭和27年法律第266号）の定めるところにより支給される。

11　受験手続及び受付期間

(1)　受験申込用紙請求先及び受験申込書提出先

各試験機関

(2)　受験の申込み

所定の受験申込書1部に所要事項を記入し、本人の写真2枚を添付して提出のこと。

(3)　受付期間

昭和45年5月20日(水)から6月13日(土)まで。

なお、郵便による申込みは、昭和45年6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4)　受付時間

平日の午前9時から午後5時まで（土曜日は午前9時から正午まで）。

備考

1　郵便により受験申込用紙（申込書、試験案内）を請求する場合は、封筒の表に「中級案内請求」と朱書し、返信用封筒（あて先明記・20円切手貼付）を同封のこと。

2　試験の詳細については、「試験案内」を参照のこと。

司法試験第二次試験筆記試験中短答式試験の施行

昭和四十五年度司法試験第二次試験筆記試験中短答式試験の試験の場所の変更について、司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第七条の規定により、次のとおり公告する。

昭和四十五年五月一日

司法試験管理委員会委員長　津田　實

昭和四十五年二月九日付官報で公告した「司法試験第二次試験筆記試験の施行」に関し、短答式試験の試験の場所のうち「琉球高等裁判所（那覇市美栄橋町）」とあるを「琉球高等裁判所（那覇市字楚辺）」と変更する。

昭和45年一級建築士試験の施行

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条並びに沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和44年法律第47号）第3条第1項の規定により、昭和45年一級建築士試験を次のとおり施行する。

昭和45年5月1日　建設大臣　根本龍太郎

1　試験の区分

建築士法施行規則の一部を改正する省令（昭和43年3月13日建設省令第8号）による改正後の建築士法施行規則に基づく試験（以下「新制度による試験」という。）を第2項から第6項までに定める要領により施行し、上記改正省令の附則第2項に基づき従前の例により行なう試験（以下「従前の制度による試験」という。）を第7項に定める要領により施行する。（昭和41年以降の一級建築士試験において、合格点を得た科目を有する者は、新制度による試験を受けても、また、従前の制度による試験を受けてもよい。）

2　受験資格を有する者

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築又は土木に関して2年以上の実際の経験を有する者

(2)　学校教育法による短期大学において、正規の建築又は土木に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(3)　(2)に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者

(4)　二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者

(5)　昭和42年6月13日付け建設省告示第1758号で受験資格を認められた者

3　受験申込手続

(1)　受験申込書受付期間及び時間

昭和45年6月8日(月)から昭和45年6月15日(月)まで

ただし、日曜日を除く。

午前10時～午後4時　ただし、土曜日は正午まで

(2)　受験申込書受付場所

住所地の都道府県建築主務課及び日本政府沖縄事務所

(3)　受験申込用紙等の交付

受験申込用紙、受験案内等は、昭和45年6月1日（月）から各都道府県建築主務課及び日本政府沖縄事務所で交付する。なお、郵便で交付を求める場合には、所要の郵便切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

(4)　受験手数料

1,200円

ただし、沖縄で受験申込をする者は3ドル33セント

4　学科の試験

(1)　試験期日及び時間割

昭和45年8月22日（土）

午前9時～午前11時　学科Ⅰ

午前11時20分～午後0時40分　学科Ⅱ

午後1時40分～午後3時40分　学科Ⅲ

午後4時～午後5時20分　学科Ⅳ

(2)　学科の区分と出題範囲

学科の各区分の出題範囲は次のとおりとする。

学科Ⅰ……主に建築計画、環境工学、建築設備（設備機器の概要を含む。）に関するもの

学科Ⅱ……主に建築法規に関するもの

学科Ⅲ……主に構造力学、建築一般構造、建築材料に関するもの

学科Ⅳ……主に建築施工、建築積算に関するもの

なお、建築法規については、本公告の日に施行されているものについて行なう。

(3)　合否の判定

合否は総得点により判定するが、学科の区分毎の正解率が一定の基準に満たない場合には、不合格とする。

(4)　受験地の指定

受験地は、受験者の受験申込時における住所地都道府県等により別表1のとおりとし（昭和45年建築主事資格検定考査を同時に受験する者は、同考査の考査地の指定による。）、申込後の変更は認めない。

(5)　合格者の発表

昭和45年10月5日（月）

5　設計製図の試験

(1)　試験期日及び時間割

昭和45年10月25日（日）

正午～午後5時30分

(2)　受験地の指定

受験地は、受験者の受験申込時における住所地都道府県等により別表2のとおりとする。ただし、受験地の変更は、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、昭和45年10月9日（金）までに建設省住宅局建築指導課あてに文書で申請した者に限り認めるが、新受験地は変更後の住所地都道府県等により別表2のとおりとする。

(3)　合格者の発表

昭和45年12月21日（月）

(4)　設計製図の設計課題

昭和45年8月1日付けの官報で公告するほか、学科の試験の試験場において公示する。

6　学科の試験と設計製図の試験との関係

(1)　設計製図の試験は、昨年実施された学科の試験に合格した者又は本年実施される学科の試験に合格した者に限り受験することができる。

(2)　本年の学科の試験に合格した者で、設計製図の試験に不合格となった者又は設計製図の試験を受験しなかった者は、昭和46年一級建築士試験においては学科の試験が免除される。

7　従前の制度による試験

(1)　受験資格を有する者

昭和41年以降に行なわれた一級建築士試験において合格した科目を有する者

(2)　受験申込手続

前記3に同じ。なお、郵便で受験申込用紙等の交付を求める場合には、従前の制度による試験を受験する旨を封筒に明記すること。

(3)　試験期日及び時間割

昭和45年8月22日（土）

午前9時～午前10時40分　建築計画

午前11時～午後0時40分　建築法規

午後1時40分～午後3時20分　建築構造

午後3時40分～午後5時20分　建築施工

なお、建築法規については、本公告の日に施行されているものについて行なう。

昭和45年8月23日（日）

午前9時～午後1時30分　建築設計製図

(4)　受験地の指定

受験地は、受験者の受験申込時における住所地都道府県等により別表3のとおりとし、申込後の変更は認めない。

(5)　合格者の発表

昭和45年12月21日（月）

(6)　建築設計製図の設計課題

「養護老人ホーム」

別表1　学科の試験の試験地

試験地	受験申込者の申込時における住所地都道府県等
札幌市	北海道
秋田市	青森・岩手・秋田

仙台市	宮城
山形市	山形・福島
前橋市	茨城・栃木・群馬
川越市	埼玉
千葉市	千葉
東京都	東京
横浜市	神奈川
長野市	山梨・長野
新潟市	新潟
金沢市	富山・石川・福井
静岡市	静岡
名古屋市	愛知
岐阜市	岐阜・三重
京都市	滋賀・京都・奈良
東大阪市	大阪・和歌山
神戸市	兵庫
岡山市	鳥取・岡山
広島市	広島
山口市	島根・山口
高松市	徳島・香川・愛媛・高知
福岡市	福岡
佐賀市	佐賀・長崎
大分市	熊本・大分
宮崎市	宮崎・鹿児島
那覇市	沖縄

別表２　設計製図の試験の試験地

試験地	受験申込者の申込時における住所地都道府県等
札幌市	北海道
仙台市	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
東京都	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・新潟
名古屋市	富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重
東大阪市	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
広島市	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
福岡市	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
那覇市	沖縄

別表３　従前の制度による試験の試験地

試験地	受験申込者の申込時における住所地都道府県等
札幌市	北海道
仙台市	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
川越市	茨城・栃木・群馬・埼玉
千葉市	千葉
東京都	東京
横浜市	神奈川
長野市	山梨・長野
富山市	新潟・富山・石川・福井
静岡市	静岡
名古屋市	愛知・岐阜・三重
京都市	滋賀・京都・奈良
東大阪市	大阪・和歌山
神戸市	兵庫
広島市	鳥取・島根・岡山・広島・山口
高松市	徳島・香川・愛媛・高知
福岡市	福岡・佐賀・長崎
熊本市	熊本・大分・宮崎・鹿児島
那覇市	沖縄

昭和45年建築主事資格検定の施行

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項並びに沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和44年法律第47号）第３条第１項の規定に基づき、昭和45年建築主事資格検定を次のとおり施行する。

昭和45年５月１日　　建設大臣　根本龍太郎

１　概要

昭和45年建築主事資格検定は、２以下に掲げるところにより行なう。

建築主事資格検定考査は、建築士資格の有無、一級建築士試験の併願の有無、その試験内容（新制度、従前の制度）の別により、考査期日、考査科目、時間割及び考査地をそれぞれ指定する。

２　考査期日、考査科目及び時間割

別表１のとおり。

３　考査地

別表２－１から別表２－３までのとおり。

なお、考査地の変更は認められない。

４　受検申込手続

(1)　受検申込書受付期間及び時間

受付期間は、昭和45年６月８日（月曜日）から昭和45年６月15日（月曜日）までとする。ただし、日曜日を除く。郵送による場合は、最終日までの消印のあるものに限る。

受付時間は、午前10時から午後時４までとする。ただし、土曜日は正午までとする。

(2)　受検申込書受付場所

受検者の住所地の都道府県建築主務課及び日本政府沖縄事務所

なお、郵送による場合は、封筒の表に赤字で「昭和45年建築主事資格検定受検」と書き、15円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封のうえ、必ず書留郵便にすること。

(3)　申込書等の交付

申込書、受検案内、受検票及び整理票は、昭和45年６月１日（月曜日）から、各都道府県建築主務課及び日本政府沖縄事務所で交付する。

なお、郵送で受検申込書等の交付を求める場合は、所要の郵便切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

５　受検資格

建築士又はこれと同等以上の実務の経験を有する者で、２年以上の建築行政に関する実務の経験を有し、又は建築の実務に関し技術上の責任ある地位にあつた者

６　合格者の発表

昭和45年12月中旬

７　建築設計製図の設計課題

(1)　従前の制度に基づく技術考査

「養護老人ホーム」

(2)　新制度に基づく技術考査

昭和45年８月１日付けの官報で公告

別表１　考査期日、考査科目及び時間割

	受検区分	受検番号（頭符号）	８月22日（土）（時間割は注２）	８月23日（日）（時間割は注２）	10月25日（日）（時間割は注２）
(一)	「一級建築士の資格を有する者」	行－１以降	「技術考査」を免除	「技術考査」を免除	「行政考査」を受検
(二)	「一級建築士の資格を有しない者で、一級建築士試験を併願しない者」	00001以降	「技術考査」として、一級建築士試験（新制度）学科試験を受検		「行政考査」及び「技術考査」としての一級建築士試験（新制度）設計製図を受検
(三)	「一級建築士の資格を有しない者で、一級建築士試験（新制度）を併願する者（ただし、昭和44年に学科試験に合格した者に限る。）」	60001以降	「技術考査」として、一級建築士試験（新制度）学科試験を受検		「行政考査」並びに「技術考査」及び一級建築士試験（新制度）としての設計製図を受検
(四)	「一級建築士の資格を有しない者で、一級建築士試験（新制度）を併願する者（ただし、(三)を除く。）」注記１参照	50001以降	「技術考査」及び一級建築士試験として、一級建築士試験（新制度）学科試験を受検（験）		「行政考査」並びに「技術考査」及び一級建築士試験（新制度）としての設計製図を受検（験）
(五)	「一級建築士の資格を有しない者で、一級建築士試験（従前の制度）を併願する者」	40001ＡＢＣＤＥ 30001ＡＢＣＤＥ 20001ＡＢＣＤＥ 10001ＡＢＣＤＥ 以後注記3.4参照	「技術考査」及び一級建築士試験として、一級建築士（従前の制度）科目試験を受検（験）	「技術考査」及び一級建築士試験として、一級建築士（従前の制度）科目試験を受検（験）	「行政考査」を受検

注１．表中(四)欄「一級建築士の資格を有しない者で、一級建築士試験（新制度）を併願する者（ただし、(三)を除く。）」（50001以降）については、一級建築士試験（新制度）学科試験に不合格となつても、建築主事資格検定考査として必ず一級建築士試験（新制度）設計製図を受検すること。

注２．「技術考査」の時間割は一級建築士試験の時間割と同じ、また、「行政考査」は午前９時から午前11時30分まで行なう。

注３．表中(五)欄受検番号欄中40001，30001，20001，10001以降とあるうち頭文字はそれぞれ受検科目の４，３，２，１を示す。

注４．表中(五)欄受検番号欄中Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅは，併願する一級建築士試験として受検（験）する科目で、それぞれＡ（建築計画）、Ｂ（建築法規）、Ｃ（建築構造）、Ｄ（建築施工）、Ｅ（建築設計製図）を示す。

別表２－１　技術考査（新制度学科）考査地

試験地	受験申込者の申込時における住所地都道府県等
札幌市	北海道
秋田市	青森・岩手・秋田
仙台市	宮城
山形市	山形・福島
前橋市	茨城・栃木・群馬
川越市	埼玉
千葉市	千葉
東京都	東京
横浜市	神奈川
長野市	山梨・長野
新潟市	新潟
金沢市	富山・石川・福井
静岡市	静岡
名古屋市	愛知
岐阜市	岐阜・三重
京都市	滋賀・京都・奈良
東大阪市	大阪・和歌山
神戸市	兵庫
岡山市	鳥取・岡山
広島市	広島
山口市	島根・山口
高松市	徳島・香川・愛媛・高知
福岡市	福岡
佐賀市	佐賀・長崎
大分市	熊本・大分
宮崎市	宮崎・鹿児島
那覇市	沖縄

別表２－２　行政考査及び技術考査（新制度設計製図）考査地

試験地	受験申込者の申込時における住所地都道府県等
札幌市	北海道
仙台市	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
東京都	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・新潟
名古屋市	富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重
東大阪市	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
広島市	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
福岡市	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
那覇市	沖縄

別表２－３　技術考査（従前の制度）考査地

試験地	受験申込者の申込時における住所地都道府県等
札幌市	北海道
仙台市	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
川越市	茨城・栃木・群馬・埼玉
千葉市	千葉
東京都	東京
横浜市	神奈川
長野市	山梨・長野
富山市	新潟・富山・石川・福井
静岡市	静岡
名古屋市	愛知・岐阜・三重
京都市	滋賀・京都・奈良
東大阪市	大阪・和歌山
神戸市	兵庫
広島市	鳥取・島根・岡山・広島・山口
高松市	徳島・香川・愛媛・高知
福岡市	福岡・佐賀・長崎
熊本市	熊本・大分・宮崎・鹿児島
那覇市	沖縄

公　聴　会

植物防疫法施行規則の改正等に関する公聴会開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項および第11条第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することに決定したから、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第１条第１項の規定に基づき公示する。

昭和45年５月１日　　農林大臣　倉石　忠雄

記

１　日時　昭和45年５月16日　午前10時から

２　場所　東京都千代田区霞が関一丁目２番１号

農林省共用第５号会議室

３　意見を聞こうとする事項

(1)　植物防疫法施行規則別表の一の項の植物の欄から、南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジであって農林大臣が定める基準に適合しているものを除くことについて

(2)　上記の改正に伴い、農林大臣が定める基準を制定することについて

４　意見公述の手続

意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林大臣あての文書を、昭和45年５月11日までに到着するよう農林省農政局植物防疫課に送付されたい。

(1)　氏名および住所

(2)　議題に対する賛否およびその理由

５　改正案の閲覧場所

農林省農政局植物防疫課（東京都千代田区霞が関一丁目２番１号）

横浜植物防疫所東京支所（東京都港区港南三丁目９番35号東京港湾合同庁舎）

横浜植物防疫所（横浜市中区北仲通５丁目57番地）

名古屋植物防疫所（名古屋市港区海岸通り５丁目２番地名古屋港湾合同庁舎）

神戸植物防疫所（神戸市生田区新港町３番地）

門司植物防疫所（北九州市門司区西海岸通）

公共企業体事項

日本国有鉄道

日本国有鉄道公示第202号

昭和45年５月１日から、東北本線与野停車場の営業範囲を右欄のように改正する。

昭和45年５月１日　　日本国有鉄道総裁　磯崎　叡

現行営業範囲	改正営業範囲
旅客、手荷物及び小荷物 ただし、配達はしない。	旅客

日本国有鉄道公示第203号

昭和45年５月１日から、宇野線の次の停車場の営業範囲を右欄のように改正する。

昭和45年５月１日　　日本国有鉄道総裁　磯崎　叡

停車場名	現行営業範囲	改正営業範囲
彦崎	旅客、手荷物及び小荷物 ただし、配達はしない。	旅客
迫川	旅客、手荷物及び小荷物 ただし、配達はしない。	旅客
八浜	旅客、手荷物及び小荷物 ただし、配達はしない。	旅客

公　告

国営伊自良土地改良事業（岐阜県代行）の工事完了の公告

国営伊自良土地改良事業（岐阜県代行）の工事は、昭和45年１月16日をもつて完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

昭和45年５月１日　　農林大臣　倉石　忠雄

農地法施行令第17条の規定による公告

下記１の国有財産は、農地法第80条第２項の規定による売払いが相当と認められるから、下記２の者またはその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則第50条第１項の規定による買受申込書を農林大臣あてで提出されたい。

昭和45年５月１日　　農　林　省

記

１　国有財産の表示

(1)　現在の表示

愛知県豊田市鴻ノ巣町３丁目109番　山林

3.4平方メートル

愛知県豊田市鴻ノ巣町３丁目112番　山林

55平方メートル

(2)　買収時の表示

愛知県西加茂郡挙母町大字挙母字下鴻ノ巣

47番34　山林　１反１畝の一部

２　所在不明の者

氏名	最後に知り得た住所
藤井　兼一	名古屋市中区西日置町134番地

下記１の国有財産は、農地法第80条第２項の規定による売払いが相当と認められるから、下記２の者またはその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則第50条第１項の規定による買受申込書を農林大臣あてで提出されたい。

昭和45年５月１日　　農　林　省

記

1　国有財産の表示

(1)　現在の表示

愛知県豊田市新生町4丁目113番　山林

306平方メートル

愛知県豊田市新生町4丁目118番　山林

62平方メートル

(2)　買収時の表示

愛知県西加茂郡挙母町大字挙母字一ノ工手100番77　1反8畝24歩の一部

2　所在不明の者

氏　名	最後に知り得た住所
藤田　唯一	兵庫県武庫郡魚崎町字新堀62番地

下記1の国有財産は、農地法第80条第2項の規定による売払いが相当と認められるから、下記2の者またはその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して3箇月以内に、農地法施行規則第50条第1項の規定による買受申込書を農林大臣あて提出されたい。

昭和45年5月1日　農　林　省

記

1　国有財産の表示

(1)　現在の表示

愛知県豊田市新生町5丁目46番1　山林

35平方メートル

愛知県豊田市新生町5丁目102番　山林

12平方メートル

愛知県豊田市新生町5丁目105番　山林

19平方メートル

愛知県豊田市新生町5丁目106番　山林

10平方メートル

(2)　買収時の表示

愛知県挙母市大字挙母字一ノ工手100番11山林　7畝19歩の一部

2　所在不明の者

氏　名	最後に知り得た住所
鈴木万之助	愛知県西加茂郡挙母町大字挙母661番地

会計検査院共済組合定款の一部改正について

会計検査院共済組合定款の一部を次のように改正する。

昭和四十五年五月一日　会計検査院長　山崎　高

第十五条の二第一項各号を次のように改め、同条第二項を削る。

(一)　家族療養費附加金

(二)　埋葬料附加金

(三)　家族埋葬料附加金

第十五条の二の次に次の三条を加える。

（家族療養費附加金）

第十五条の三　家族療養費附加金の額は、法第五十七条第三項又は同条第六項において準用する法第五十六条第三項の規定による家族療養費の額（その額は、一の被扶養者の同一の医療機関又は薬局における各月の療養につき支給する額とする。）が各請求について千円をこえる場合において、その超過額の百分の七十に相当する金額（その額が百円未満のときは切り捨てる。）とする。ただし組合員の資格喪失後の家族療養費に係るものについては、この限りでない。

二　他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、前項の規定にかかわらず同項本文の金額からその支給を受けた金額を控除した金額とする。

三　前二項の規定による額が現に組合員が支払つた額をこえることとなるときは、その支払つた額を限度として支給するものとする。

（埋葬料附加金）

第十五条の四　埋葬料附加金の額は、法第六十三条第一項の規定による埋葬料の額が三万円に満たない場合において、その差額に相当する金額とする。

（家族埋葬料附加金）

第十五条の五　家族埋葬料附加金の額は、法第六十三条第三項の規定による家族埋葬料の額が二万円に満たない場合において、その差額に相当する金額とする。

第十九条の表中「千分の二十六・六」を「千分の三十二・三」に、「千分の一・四」を「千分の一・七」に改める。

第二十二条中「、貸付経理及び物資経理」を「及び貸付経理」に改める。

附　則

この改正規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

厚生年金基金変更公告

日新運輸倉庫厚生年金基金の設立事業所に変更があつたので厚生年金保険法第百十六条および厚生年金基金令第四条の規定により次のように公告する。

(一)増加した設立事業所

日新運輸倉庫健康保険組合　神奈川県横浜市、

日新運輸倉庫厚生年金基金　同

(二)新に設立事業所となつた日　昭和四十五年四月一日

(三)認可年月日　昭和四十五年三月三十一日

昭和四十五年五月一日　日新運輸倉庫厚生年金基金

東京都電機厚生年金基金の設立事業所に変更があつたので、厚生年金保険法第百十六条および厚生年金基金令第四条の規定により、次のように公告する。

一、増加した設立事業所

(一)名称及び所在地　(1)村上電気株式会社　東京都豊島区、(2)梶原三洋住宅設備機器株式会社　東京都武蔵野市、(3)ハイトーン株式会社　東京都千代田区外神田、(4)有限会社添田照明製作所　東京都江東区、(5)美咲ナショナル住宅設備機器株式会社　東京都豊島区、(6)タイセイ産業株式会社　東京都文京区

(二)新たに設立事業所となつた日　(1)(2)(3)(4)については昭和四十五年四月一日、(5)(6)については昭和四十五年三月一日

二、減少した設立事業所

(一)名称及び所在地　京王電業社　東京都渋谷区

(二)設立事業所でなくなつた日　昭和四十四年九月三十日

昭和四十五年五月一日　東京都電機厚生年金基金

東京金属事業厚生年金基金の設立事業所に変更があつたので、厚生年金保険法第百十六条および厚生年金基金令第四条の規定により次のように公告する。

一、増加した設立事業所

(一)名称及び所在地　(1)芝浦熔断工業株式会社　東京都江東区、(2)三興精機株式会社　同都中央区八丁堀、(3)アポロ株式会社　同都新宿区、(4)株式会社カラー鋼板サービスセンター　同都江東区、(5)精工金属株式会社　同都中央区入舟町

(二)新たに設立事業所となつた日　(1)は昭和四十五年一月一日、(2)及び(3)は同年四月一日、(4)は昭和四十四年十一月一日、(5)は昭和四十五年四月一日

(三)認可年月日　(1)～(3)は昭和四十五年三月二十三日、(4)(5)は昭和四十五年四月二日

二、減少した設立事業所

(一)名称及び所在地　(1)井上シャーリング合資会社　東京都千代田区神田鍛冶町、(2)株式会社松山商店　同都千代田区岩本町、(3)株式会社海口商店　同都千代田区神田和泉町、(4)ペリカン株式会社　同都台東区、(5)株式会社永代商会　同都江東区、(6)株式会社吉岡合金鋳造所　同都板橋区、(7)川上金物株式会社　同都千代田区神田東松下町、(8)秦和金属株式会社　同都品川区、(9)勝山商店　同都葛飾区、(10)有限会社大豊金属　同都江戸川区

(二)設立事業所でなくなつた日　(1)は昭和四十四年十二月一日、(2)は昭和四十五年一月二十日、(3)は昭和四十四年十一月二十五日、(4)は同年十一月十四日、(5)は同年十一月十一日、(6)は昭和四十五年一月二十六日、(7)は同年四月一日、(8)は昭和四十四年六月三十日、(9)及び(10)は同年七月三十一日

(三)認可年月日　(1)～(7)は昭和四十五年三月二十三日、(8)～(10)は昭和四十五年四月二日

三、名称又は所在地の変更になつた設立事業所（所在地の変更になつた設立事業所については、新所在地のみ記載し旧所在地は省略）

(一)名称及び所在地　(1)株式会社マチダ　東京都千代田区神田和泉町に、(2)株式会社神尾商店　同都台東区を神尾金属株式会社　同都同区に、(3)株式会社清水商店　同都墨田区を清水鋼鉄株式会社　同都同区に、(4)有限会社金枝正和商店　同都江東区を有限会社カナエダ　同都同区に、(5)有限会社大恵工業所　同都田無市を有限会社ダイケイ　同都同市に、(6)有限会社村山製作所　同都北多摩郡村山町を株式会社村山製作所　同都同所に、(7)日本軽懲株式会社　同都新宿区に、(8)鈴野鋼材株式会社　同都江戸川区に、(9)紀繁商事株式会社　同都千代田区岩本町を株式会社紀繁　同都同区同所に、(10)大消興業株式会社　同都中央区八丁堀に、(11)株式会社山田商会　同都同区同所に、(12)小澤産業株式会社　同都同区同所に、(13)株式会社手塚商店　同都同区銀座西を株式会社テツカ　同都同区銀座に、(14)有限会社山本合金鋳造所　同都墨田区を株式会社山本合金鋳造所　同都同区に、(15)共栄ステンレス株式会社　同都千代田区外神田に、(16)千代田金物株式会社　同都足立区を東京松茂実業株式会社　同都同区に、(17)有限会社共立興業製作所　同都昭島市に、(18)益子製作所　同都中野区を株式会社益子製作所　同都同区に改める。

(二)名称又は所在地の変更になつた年月日　(1)は昭和四十四年七月二十二日、(2)は同年七月一日、(3)は昭和四十三年十二月一日、(4)は昭和四十四年五月六日、(5)は同年八月八日、(6)は同年四月一日、(7)及び(8)は同年十二月一日、(9)は同年十二月十六日、(10)(11)及び(12)は昭和四十五年一月一日、(13)は昭和四十四年十一月十

一日、(14)は同年十一月二十五日、(15)及び(17)は同年十一月一日、(16)及び(18)は同年十月一日

昭和四十五年五月一日　東京金属事業厚生年金基金

建設業退職金共済組合の掛金の日額改定による退職金共済証紙の様式変更について

当組合は、昭和四十五年五月一日から、現行掛金の日額二十円を六十円に改定することとし、掛金収納の証として使用する退職金共済証紙の様式を左記のとおり変更することにしました。

この新しい退職金共済証紙は、同日以降に雇用した分についてのみ使用できます。なお、従前の退職金共済証紙は、同日以降に雇用した分については使用できません。

以上、中小企業退職金共済法施行規則第六十二条の規定により公示します。

昭和四十五年五月一日

建設業退職金共済組合

理事長　小林　光鎮

記

建設業退職金共済証紙の様式

（一日券）

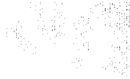

（十日券）

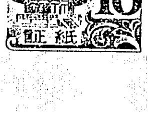

高圧ガス取締法講習・検定および液化石油ガス法講習・試験の施行について

一般高圧ガス保安規則第79条第2号の規定に基づく特定高圧ガス（液化酸素・液化塩素）取扱主任者講習および検定ならびに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）第4条第3号の規定に基づく配管設備工事監督者講習、筆記試験および技能試験を次のとおり実施します。

A　特定高圧ガス取扱主任者講習関係

1　講習・検定施行場所および講習期日・受付期間

○液化酸素

開催地	講習期日	受付期間	講習および検定会場
東京都	5月11・12日	5月6日～　8日	講習：赤坂公会堂　港区赤坂4－8－13 検定：日本電子専門学校　新宿区百人町2－180
大阪市	5月12・13日	4月24日～5月4日	講習：大阪市工業研究所　大阪市北区北扇町38 検定：市立労働会館　大阪市東区森ノ宮東町
神戸市	5月14・15日	4月24日～5月11日	講習：自由民主会館　神戸市生田区山手通5－15 検定：自由民主会館（前掲）
福岡市	5月14・15日	4月27日～5月6日	講習：福岡合同庁舎　福岡市博多駅東2丁目11－1 検定：福岡合同庁舎（前掲）

○液化塩素

開催地	講習期日	受付期間	講習および検定会場
東京都	5月11・13日	5月6日～　8日	講習：赤坂公会堂（前掲） 検定：日本電子専門学校（前掲）
大阪市	5月12・13日	4月24日～5月4日	講習：大阪市工業研究所（前掲） 検定：市立労働会館（前掲）

2　検定を施行する期日

昭和45年5月17日（日）各地区一斉

3　講習・検定申込先の団体名および所在地

開催地	
東　京	高圧ガス保安協会　東京都千代田区永田町1－11－28平河ビル
大　阪	高圧ガス保安協会大阪検査事務所　大阪市北区末広町19新扇橋ビル内
神　戸	兵庫県高圧ガス保安協会　神戸市生田区下山手通5－23－5繊維貿易問屋街内
福　岡	九州高圧ガス安全協会　北九州市小倉区魚町127ワシントンビル内

4　講習料および検定料

講習料		検定料
本会々員	非会員	（会員・非会員とも）
1,500円	2,500円	500円

講習料および検定料は、申込の際に納めること。なお納付ずみの講習料および検定料は返金しない。

B　配管設備工事監督者講習関係

1　講習、筆記試験および技能試験を施行する場所

本会の液化石油ガス教育事務所および本会の指定する団体の指定した場所

2　講習を施行する期日

昭和45年5月11日から23日までの期間内の2～3日間

3　筆記試験を施行する期日

昭和45年5月24日（日）

4　実技指導および技能試験を施行する期日

昭和45年6月7日（日）午前　実技指導

午後　技能試験

5　講習、筆記試験および技能試験申込先および申込期間

(1)　申込先

（団　体　名）	（所　在　地）
高圧ガス保安協会北海道液化石油ガス教育事務所	札幌市北四条西2丁目上田ビル内
同青森県液化石油ガス教育事務所	青森市本町2丁目4－10田沼ビル内
同山形県液化石油ガス教育事務所	山形市相生町3番20号
同岩手県液化石油ガス教育事務所	盛岡市1－3－6農林会館内
同福島県液化石油ガス教育事務所	福島市栄町4－21日通（株）福島支店内
同埼玉県液化石油ガス教育事務所	浦和市高砂町3－15－21埼玉味噌会館内
同千葉県液化石油ガス教育事務所	千葉市長洲町1－89－3佐藤ビル内
同新潟県液化石油ガス教育事務所	新潟市西大畑町5220
(社)山梨県LPガス協会	甲府市朝日1－4
高圧ガス保安協会静岡県液化石油ガス教育事務所	静岡市駿府町1番117号静岡県木材会館内
同愛知県液化石油ガス教育事務所	名古屋市中区大須4－15－12愛知県福利会館内
同岡山県液化石油ガス教育事務所	岡山市内山下65－9上野ビル内
同広島県液化石油ガス教育事務所	広島市基町10－3広島県自治会館内
同福岡県液化石油ガス教育事務所	福岡市天神5－6－12福岡県パン会館内
同長崎県液化石油ガス教育事務所	長崎市恵比須町2番3号富国生命ビル内
同熊本県液化石油ガス教育事務所	熊本市紺屋町10熊本商工会議所内
同宮崎県液化石油ガス教育事務所	宮崎市旭1－8－11竹原ビル内

(2)　申込期間　申込先の指定した期間

6　講習料および技能試験料

(1)　講習料　2,000円（筆記試験料を含む）

(2)　技能試験料　2,000円（技能試験材料代を含む）

○技能試験は、筆記試験合格者でなければ受験することができない。

○講習料および技能試験料は、申込の際に別途に納めること。

○なお納付ずみの講習料および技能試験料は返金しない。

〔附記〕

1　詳しいことは、本会または本会液化石油ガス教育事務所および本会の指定する団体にご照会下さい。

2　本公告に変更のあつたときは、改めて公告します。

昭和45年5月1日

東京都千代田区永田町1－11－28平河ビル

高圧ガス保安協会

会社その他の公告

合併公告

昭和四十五年三月三十一日開催の臨時社員総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することに決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年四月二十日
栃木県宇都宮市宿郷町六五二番地
（甲）常陸商事有限会社
栃木県宇都宮市宿郷町六五二番地の一
（乙）有限会社常陸屋商店

合併公告

昭和四十五年四月二十三日開催の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することに決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年五月一日
東京都渋谷区宇田川町二四番一号
（甲）株式会社万葉会館
東京都渋谷区宇田川町二四番一号
（乙）株式会社渋谷食堂

合併公告

昭和四十五年二月十四日開催の臨時株主総会において、左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することに決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年五月一日
名古屋市中区栄一丁目六番一四号
（甲）大日産業株式会社
名古屋市中区栄一丁目六番一四号
（乙）三恵商事株式会社

組織変更公告

当社は昭和四十五年四月三十日開催の臨時社員総会において、総社員の一致をもつて有限会社の組織を変更して株式会社とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年五月一日
東京都立川市柴崎町四丁目一五番二三号
有限会社塩野製作所
代表取締役　塩野　清一

組織変更公告

当社は昭和四十五年三月三十一日開催の臨時社員総会において、総社員の一致をもつて有限会社の組織を変更して株式会社とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年四月十一日
滋賀県八日市市外町六七四番地
有限会社小寺工務店
代表取締役　小寺　常一

組織変更公告

当社は昭和四十五年四月三十日開催の臨時社員総会において、総社員の一致をもつて有限会社の組織を変更してダイワエレクットリック株式会社とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年五月一日
東京都大田区池上六丁目五番三号
大和電機有限会社
取締役　山内　貞

組織変更公告

当社は昭和四十五年四月三十日開催の臨時社員総会において、総社員の一致をもつて有限会社の組織を変更して株式会社とすることを決議したので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

昭和四十五年五月一日
名古屋市港区高砂町二丁目一番地
末広作業有限会社
代表取締役　藤好勝太郎

定款変更につき株券提出公告

当社は昭和四十五年四月十日開催の臨時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

昭和四十五年五月一日
東京都中央区日本橋通一丁目五番地四
北商事株式会社
代表取締役　北　哲雄

定款変更につき株券提出公告

当社は昭和四十五年三月十五日開催の定時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

昭和四十五年五月一日
岐阜市光町三丁目一番地
株式会社第一電力建設社
代表取締役　横山　茂雄

定款変更につき株券提出公告

当社は昭和四十五年四月二十四日開催の定時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

昭和四十五年五月一日
静岡県富士市厚原六一六番地
株式会社為田製作所
代表取締役　為田　哲雄

定款変更につき株券提出公告

当社は昭和四十五年四月二十一日開催の臨時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

昭和四十五年五月一日
名古屋市東区矢田町二丁目一四番地
共和工業株式会社

定款変更につき株券提出公告

当社は昭和四十五年四月二十二日開催の臨時株主総会において、定款を変更して株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の規定を設けることを決議しましたので、当社の株券を所有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に株券を当社にご提出下さい。なお、期日までに提出されない株券は無効となります。

昭和四十五年四月二十二日
大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一二番三〇号
堀田株式会社
代表取締役　堀田　修三

資本減少公告

当会社は昭和45年4月28日開催の定時株主総会において資本金額4億円を3億円減少して1億円とし、その方法として発行済株式総数額面普通株式800万株につき1株の金額50円の株式4株を1株50円の株式1株に無償併合し、発行済株式総数を200万株とすることを決議いたしました。

つきましては、この資本減少に異議のある債権者は、昭和45年6月8日までに御申出下さい。

昭和45年5月1日
静岡県清水市清開1丁目4番10号
フジ製糖株式会社
取締役社長　宮田　央

社名変更のお知らせ

今般社名を左記のとおり変更いたしましたので、ご通知申しあげます。

記

新社名　大同建材工業株式会社
旧社名　旭スチール工業株式会社
変更年月日　昭和四十五年五月一日

大阪市西淀川区姫島浜通三丁目一七番地
大同建材工業株式会社
代表取締役社長　石原　淳

定款変更による株券提出公告

当会社は昭和四十五年四月十五日開催の臨時株主総会において定款を変更し、当会社の株式を譲渡するには取締役会の株券を御所持の方は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内に当会社に御提出下さい。尚右期間内に提出されない株券は無効となります。

昭和四十五年五月一日
奈良市三条添川町一番一号
奈良ソニー販売株式会社
代表取締役　三木　守人

解散公告（第二回）

当社は昭和四十五年一月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（昭和四十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

昭和四十五年五月一日
東京都港区新橋三丁目八番五号
フレンドシップ株式会社
清算人　関岡　徳次

解散公告（第三回）

当社は昭和四十五年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（昭和四十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

昭和四十五年五月一日
東京都中央区日本橋室町一丁目一六番地
北洋運輸有限会社
代表清算人　大原　尚三

解散公告（第三回）

当社は昭和四十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（昭和四十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

昭和四十五年五月一日
東京都品川区南大井三丁目九番六号
富士トヨペット株式会社
代表清算人　宮内　重治
東京都港区高輪三丁目二三番一〇号東京トヨペット株式会社内
昭和トヨペット販売株式会社
代表清算人　宮内　重治
東京都港区高輪三丁目二三番一〇号東京トヨペット株式会社内
株式会社トヨペット銀座サロン
代表清算人　宮内　重治

解散公告（第三回）

当社は昭和四十五年三月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（昭和四十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

昭和四十五年五月一日
東京都千代田区富士見一丁目四番四号
有明製鉄株式会社
代表清算人　山田　博

有償及び無償新株式発行取締役会決議公告

昭和四十五年四月二十四日開催の当社取締役会において左記の通り決議されましたから公告いたします。

昭和四十五年五月一日
静岡県掛川市掛川二七三番地
丸和商事株式会社
取締役社長　藤沢　春雄

株主各位

一、有償新株式発行について

(1)発行新株式数　記名式額面普通株式二五、〇〇〇株

(2)発行価額　一株につき金五〇〇円

(3)割当方法

(イ)株主割当　二二、〇〇〇株を昭和四十五年五月十六日午後五時現在の株主に対しその所有株式一株につき〇・二株の割合を以て割当てる。

但し割当の結果生ずる一株未満の端数は切捨てる。

(ロ)第三者割当　三、〇〇〇株を当社功労社員（勤続満三年以上対象）に対し割当てる。

(4)申込証拠金　一株につき金五〇〇円とし払込期日に新株式払込金に振替充当する。但し申込証拠金には利息はつけない。

(5)申込期間　昭和四十五年六月十五日（月曜日）から昭和四十五年六月二十五日（木曜日）まで

(6)払込期日　昭和四十五年六月三十日

(7)申込期日までに引受けのない株式及び割当の結果生ずる一株未満の端数株式の処分、その他この新株式発行についての必要な事項は今後の取締役会において決定する。

(8)前記各号については、証券取引法による通知書効力発生を条件とする。

二、無償新株式発行について

(1)昭和四十五年六月三十日付をもつて資本準備金の一部金二、二〇〇、〇〇〇円を資本に組入れる。

(2)右組入れに伴い同日次の通り無償新株式を発行する。

(イ)発行新株式数　記名式額面普通株式四、四〇〇株

(ロ)発行価額　一株につき金五〇〇円但し払込金は徴収しない。

(ハ)割当方法　昭和四十五年六月三十日現在の株主（但し株式名義書換停止の関係上実質的には同年五月十六日午後五時現在の株主）に対しその所有株式一株につき〇・〇四株の割合をもつて割当てる。

(3)端数株の処理　新株式の割当の結果生ずる端株についてはその合計額に相当する新株式を一括発行しこれを売却処分の上手取金を持株数に応じ分配する。

(4)決議の効力　この無償新株式発行についての決議の効力発生日は昭和四十五年六月三十日とする。

(5)無償新株式の配当起算日　この新株式に対する配当起算日は株式効力発生に関係なく昭和四十五年七月一日とする。

株式名義書換停止公告

新株式割当株主確定のため来る昭和四十五年五月十七日から昭和四十五年六月三十日まで株式名義書換等株主名簿の記載の変更を停止いたします。

昭和四十五年五月一日
静岡県掛川市掛川二七三番地
丸和商事株式会社

ご注意

一、前記無償新株式は昭和四十五年六月三十日現在の株主に割当てられますが、実質的には株式名義書換株主名簿の記載変更の停止の関係上昭和四十五年五月十六日午後五時現在の株主に割当てられます。

第22期決算公告

昭和45年5月1日　東京都中央区月島3丁目26番1号
味の浜藤株式会社
取締役社長　森口　二三

貸借対照表　（昭和45年2月28日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	299,218,129	流動負債	346,453,031
現金預金	107,164,089	支払手形	93,906,715
受取手形	3,780,000	買掛金	108,164,608
売掛金	86,967,703	短期借入金	49,000,000
製品	27,003,809	長期借入金	
原材料	64,427,380	（1年以内返済）	35,005,140
貯蔵品	3,933,275	未払金	24,781,853
未収収益	22,000	未払費用	7,649,761
前払費用	2,353,734	預り金	15,971,994
短期貸付金	1,023,000	預り商品券	81,000
仮払金	3,993,139	前受収益	9,900
保管商品券	81,000	納税引当金	11,882,060
貸倒引当金	△1,531,000	固定負債	141,253,720
固定資産	437,886,873	長期借入金	141,253,720
有形固定資産	396,799,828	引当金	23,384,000
建物	244,457,183	退職給与引当金	19,084,000
構築物	3,057,301	価格変動準備金	4,300,000
機械装置	125,634,987	負債合計	511,090,751
車両運搬具	11,252,150	資本の部	
器具備品	47,684,369	資本金	50,000,000
減価償却引当金	△180,729,738	法定準備金	13,000,000
土地	141,972,626	利益準備金	13,000,000
建設仮勘定	3,470,950	剰余金	163,014,251
無形固定資産	1,038,312	任意積立金	122,000,000
電話加入権	877,812	別途積立金	74,000,000
長期前払費用	160,500	配当平均準備金	33,000,000
投資	40,048,733	退職手当積立金	15,000,000
投資有価証券	4,729,520	当期未処分利益	41,014,251
出資金	4,650,000	前期繰越利益	4,069,614
積立保険料	15,046,173	当期利益	36,944,637
敷金	15,623,040	資本合計	226,014,251
資産合計	737,105,002	負債資本合計	737,105,002

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍韓国慶尚南道以下不詳、最後の住所大阪府豊中市豊南町東二ー六ー四小曽根病院

被相続人　亡朴　南鎮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

昭和四十五年五月一日

大阪市北区南森町一一

亡朴南鎮相続財産管理人　藤倉　利一

新株式発行決議公告

昭和四十五年二月二十三日開催の当社取締役会に於いて新株式発行に関し左記の通り決議されましたから公告致します。

昭和四十五年五月一日

岡山市清心町四番三一号

岡山県貨物運送株式会社

取締役社長　守田　数栄

記

一、発行新株式数　記名式額面普通株式三七八万株

二、発行価額　一株につき金五十円

三、割当方法　昭和四十五年六月二十日午後五時現在の株主名簿記載の株主に対し、その所有株式二株につき一株を割当てる。但し割当の結果一株未満の端株を生じる場合はこれを切捨てる。

四、申込期間　昭和四十五年九月五日より同年九月十八日まで。

五、申込証拠金　一株につき金五十円とし払込期日に払込金に充当する。但し申込証拠金には利息をつけない。

六、払込期日　昭和四十五年九月三十日

七、引受のない株式及び割当の結果生じた端株の処分その他新株式発行に必要な事項は今後の取締役会に於いて決定する。

株式名義書換停止公告

新株式割当確定のため昭和四十五年六月二十一日より同年七月三日まで株主名簿の記載の変更を停止致します。

昭和四十五年五月一日

岡山市清心町四番三一号

岡山県貨物運送株式会社

電信電話債券償還公告

◎抽せん償還について

に号第14回（昭和36年5月31日発行）第4次定時償還、に号第26回（昭和37年5月31日発行）第3次定時償還、B号第14回（昭和36年5月発行）第4次定時償還、B号第26回（昭和37年5月発行）第3次定時償還のため抽せんの結果、下記表の番号の債券が当せんしましたのでお知らせいたします。

なお、下記表の当せん番号中には欠番の債券を含んでおります。

◎お支払開始日

に号第14回、に号第26回、B号第14回、B号第26回とも昭和45年5月30日。

併合取扱一時停止について

に号第17回・第29回電信電話債券、B号第17回・第29回割引電信電話債券の併合取扱を、昭和45年5月21日から昭和45年7月31日まで停止いたします。

☆お支払場所☆

日本勧業銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行、富士銀行、三菱銀行、三井銀行、第一銀行、東京銀行、協和銀行、三和銀行、住友銀行、大和銀行、東海銀行、神戸銀行、北海道拓殖銀行、野村証券、山一証券、日興証券、大和証券、日本勧業角丸証券、新日本証券の本店及び各支店

に号第14回電信電話債券　償還金額　57,705千円

5千円券（イ）	1万円券（ロ）	2万円券（ハ）	3万円券（ニ）	5万円券（ホ）
116～120 364～370 382～387 461・462	811～847 2487～2523 2598～2634 3616～3652	551～578 1754～1781 1840～1868 2578～2605	204～212 587～595 614～623 839～846	324～339 1025～1040 1076～1091 1529～1536 1554～1562
10万円券（ヘ）	15万円券（ト）	50万円券（チ）	100万円券（リ）	500万円券（ヌ）
770～809 2432～2520 2602～2642 3701～3742	1029～1078 3176～3226 3331～3380 4675～4726	27	14 61 64	—
				1000万円券（ル）
				—

に号第26回電信電話債券　償還金額　82,865千円

5千円券（イ）	1万円券（ロ）	2万円券（ハ）	3万円券（ニ）	5万円券（ホ）
78～83 198～200 216～220 279～281	674～712 1719～1758 1969～2005 2647～2691	598～629 1443～1467 1503～1511 1686～1719 2263～2296	187～196 453～462 523～538 722～732	935～995 2337～2390 2614～2638 2692～2723 3653～3706
10万円券（ヘ）	15万円券（ト）	50万円券（チ）	100万円券（リ）	500万円券（ヌ）
1495～1578 3668～3741 4137～4219 5508～5583	895～947 2204～2252 2498～2545 3356～3404	20 46 53 68	18 42・43 52・53 86・89	—
				1000万円券（ル）
				—

B号第14回割引電信電話債券　償還金額　103,050千円

1万円券（イ）	2万円券（ロ）	4万円券（ハ）
2262～2302 4275～4452	7157～7319 13897～14082	4418～4508 7517～7619
6万円券（ニ）	10万円券（ホ）	20万円券（ヘ）
3016～3120 5862～5923	5114～5393 11135～11285	4759～4894 9415～9540
30万円券（ト）	100万円券（チ）	200万円券（リ）
2419～2470 4414～4419 4551～4563	301～309 609・610	43 70
1000万円券（ヌ）	2000万円券（ル）	
3	—	

B号第26回割引電信電話債券　償還金額　148,840千円

1万円券（イ）	2万円券（ロ）	4万円券（ハ）
3930～4025 4827～4858	13679～13906 16203～16567	8832～8953 10310～10430
6万円券（ニ）	10万円券（ホ）	20万円券（ヘ）
6791～6919 8327～8415	18974～19426 22568～23061	10788～10894 12939～13170
30万円券（ト）	100万円券（チ）	200万円券（リ）
3853～3904 4496～4535	738～744 809～815	—
1000万円券（ヌ）	2000万円券（ル）	
1 11	—	

昭和45年5月1日

日本電信電話公社

第十六期決算公告

貸借対照表（昭和四十五年二月二十八日現在）

資産の部	
流動資産	三五六、一九九、九八六円
固定資産	三八六、七〇一、三一五
合計	七四二、九〇一、三〇一
負債および資本の部	
流動負債	五〇六、四四五、四二二円
固定負債	一〇、三〇七、七一五
引当金	九五、八八三、六五八
資本金	八〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	七、一〇〇、〇〇〇
別途積立金	一一、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越利益	五四一、三九一
当期利益	三一、六一三、一一五
合計	七四二、九〇一、三〇一

昭和四十五年四月二十一日

東京都新宿区東大久保一の四三九の八

雪印アイスクリーム販売株式会社

株主各位

昭和45年5月1日

千葉市本千葉町4番5号

株式会社千葉興業銀行

代表取締役頭取　飛田　勇

第37回定時株主総会決議公告

昭和45年4月30日開催の当銀行第37回定時株主総会において下記の通り決議されましたから公告いたします。

記

第1号議案　第37期（昭和44年10月1日から昭和45年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびに剰余金処分案承認の件。

本議案は原案通り承認可決されました。

第2号議案　定款一部変更の件。

(1)　定款第5条「当銀行の発行する株式の総数は320万株とする」とあるを「当銀行の発行する株式の総数は960万株とする」と改める。

(2)　定款第6条「当銀行の株主に対しては前条の株式総数320万株の……」とあるを「当銀行の株主に対しては前条の株式総数960万株の……」と改める。

本議案は原案通り承認可決されました。

第3号議案　監査役全員任期満了につき2名選任の件。

本議案は、吉植進太郎、卜部東次の両氏が再選されそれぞれ就任しました。

（第1号議案関係）

第37期末貸借対照表

昭和45年3月31日現在

（単位　千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金勘定	11,535,213	預金勘定	95,148,092
コールローン	1,000,000	未決済為替借	1,001,468
有価証券勘定	10,139,308	雑勘定	3,195,977
貸出金勘定	79,007,153	支払承諾	3,735,476
未決済為替貸	981,342	引当金勘定	1,952,149
雑勘定	192,491	負債の部合計	105,033,162
支払承諾見返	3,735,476	（資本の部）	
動産不動産勘定	2,213,903	資本金	1,200,000
		法定準備金	361,781
		剰余金	2,209,943
		資本の部合計	3,771,724
資産の部合計	108,804,886	負債及び資本の部合計	108,804,886

〔注〕(1)　動産不動産の減価償却累計額655,032千円

(2)　取引所の相場ある有価証券の評価は低価法により行つております。

第37期（昭和44年10月1日から昭和45年3月31日まで）剰余金処分

（単位　千円）

科目	金額
当期未処分利益剰余金	536,943
前期繰越利益金	70,628
当期利益金	466,315
利益剰余金処分額	462,200
利益準備金	20,000
配当金（1株につき25円年1割の割合）	60,000
賞与金	5,200
任意積立金	377,000
（別途積立金）	(377,000)
次期繰越利益金	74,743

以上

新株式発行に関する取締役会決議公告

株主各位

昭和45年5月1日

東京都千代田区大手町2丁目6番2号日本ビルヂング

東京シティ・エアターミナル株式会社

取締役社長　伍堂　輝雄

昭和45年4月21日開催の当社取締役会において新株式発行につき下記のとおり決議されましたから公告いたします。

記

1．発行新株式数　記名式額面普通株式　1,2000,000株

2．割当方法　昭和45年5月31日（日曜日）午後5時現在の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式1株につき新株式1株の割合をもつて割り当てる。

3．発行価額　1株につき金500円

4．払込金額　1株につき金500円

5．申込証拠金　1株につき金500円とし払込期日に新株式払込金に振替充当する。但し、申込証拠金には利息をつけない。

6．申込期間　昭和45年7月8日（水曜日）から昭和45年7月15日（水曜日）まで

7．払込期日　昭和45年7月20日（月曜日）

8．申込期日までに引受けのない新株式の処分、その他この新株式発行に必要な事項については今後の取締役会において決定する。

9．前記各項については証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式名義書換停止について

上記新株式割当株主を確定するため、昭和45年6月1日（月曜日）から昭和45年6月30日（火曜日）まで株式名義書換等株主名簿の記載の変更を停止いたします。

ご注意

(1)　新株式は上記のとおり昭和45年5月31日（日曜日）午後5時現在の株主名簿に記載の株主に割り当てられますが、当日は日曜日のため名義書換未済の株式をご所有の方は、前日の5月30日（土曜日）正午までにお忘れなく名義書換の手続をお済ませ下さい。

(2)　住所変更届、改印届未済の方も至急お手続き願います。

(3)　名義書換及び諸届のお取扱いは次の場所で行つています。

名義書換取扱場所

東京都千代田区大手町2丁目6番2号日本ビルヂング

東京シティ・エアターミナル株式会社

総務部

第五十八期決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

借方（資産の部）	円
流動資産	八八一、一三七、九一五
有形固定資産	一、四四七、八五八、六七七
投資	六九三、二二七、一五四
合計	三、〇二二、二二三、七四六
貸方（負債及資本の部）	円
流動負債	七一五、五九六、八〇六
固定負債	一、九三五、〇五八、八〇五
引当金	二三、七四〇、三六一
資本金	一六〇、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	一二一、六四五、〇三一
諸積立金	五一、五〇〇、〇〇〇
前期繰越利益	二、〇〇五、二九七
当期利益	一二、六七七、四四六
合計	三、〇二二、二二三、七四六

昭和四十五年四月三十日
東京都中央区銀座三丁目七番一号
株式会社川奈ホテル

第二十八期決算公告

昭和四十五年二月二十八日現在

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	二、八四七、五二〇、一九六
固定資産	三四九、三八八、四二三
合計	三、一九六、九〇八、六一九
負債の部	円
流動負債	二、四一一、三三〇、一二三
引当金	七八、九八三、九三七
資本金	一四五、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	四二、二五〇、二四〇
別途積立金	三七五、〇〇〇、〇〇〇
特別配当積立金	三五、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越利益金	八、六二八、一九〇
当期純利益	一〇〇、七一六、一二九
合計	三、一九六、九〇八、六一九

昭和四十五年五月一日
東京都中央区銀座七丁目一〇番五号
第一企画株式会社
取締役社長　境　直哉

第七十期決算公告

昭和四十五年二月二十八日現在

貸借対照表

資産の部	円
当座資産	四一六、三六五、三三八
棚卸資産	一五〇、五一三、七五六
固定資産	一一一、七五三、七二六
投資	六、〇六三、四〇六
合計	六八四、六九六、二二六
負債及び資本の部	円
流動負債	五六六、三六二、八一二
引当金	一五六、五九四、二七四
資本金	四〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	三九、三六五
前期繰越利益剰余金	△　九八、五〇三、〇四三
当期純利益金	二〇、二〇二、八一八
合計	六八四、六九六、二二六

※この外、受取手形割引高三〇五、四九一、〇六六円があります。

昭和四十五年四月二十日
愛知県津島市片岡町六〇番地
片岡毛織株式会社

第八十四回決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	五、三二〇、一六四、六三〇
固定資産	八、二五六、八二三、〇八三
合計	一三、五七六、九八七、七一三
負債及び資本の部	円
流動負債	七、九〇七、五九三、八六一
固定負債	二、五七三、七七七、〇〇〇
引当金	二〇四、一八三、七五六
資本金	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	一二三、六三〇、七〇七
別途積立金	一、六三二、二〇〇、〇〇〇
前期繰越利益	三一、九〇〇、〇九八
当期利益	九〇三、七〇二、二九一
合計	一三、五七六、九八七、七一三

昭和四十五年四月二十四日
岡山市下之町七七番地
株式会社天満屋

第一回決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	一六五、八九九、三六五
固定資産	三〇五、〇六八、六一八
合計	四七〇、九六七、九八三
負債及び資本の部	円
流動負債	二五五、五八六、三二五
固定負債	二二五、〇〇〇、〇〇〇
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
当期損失金	三九、六一八、三四二
合計	四七〇、九六七、九八三

昭和四十五年四月二十日
岡山県御津郡津高町栢谷一二八番地
株式会社天満屋ストア

第二回決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	二五、三七三、四八五
固定資産	一二、八八〇、四五〇
合計	三八、二五三、九三五
負債及び資本の部	円
流動負債	二五、五三一、四七六
引当金	四九〇、〇〇〇
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	一〇〇、〇〇〇
別途積立金	五〇〇、〇〇〇
前期繰越利益	二九三、三八一
当期利益	六、三三九、〇七八
合計	三八、二五三、九三五

昭和四十五年四月十九日
岡山市東中山下三三
株式会社天満屋ファミリーフーズ

第四回決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	一五、三七三、〇九〇
固定資産	一八、三七三、一五三
合計	三三、七四六、二四三
負債及び資本の部	円
流動負債	二一、八五三、〇五九
引当金	九八九、六三〇
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	四〇〇、〇〇〇
別途積立金	三、一〇〇、〇〇〇
前期繰越利益	三八七、八七七
当期利益	二、〇一五、六七七
合計	三三、七四六、二四三

昭和四十五年四月十九日
岡山市藤原六〇番の五
天満屋食品株式会社

第四回決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	九八、五七二、二〇七
固定資産	一一、四七四、〇五四
合計	一一〇、〇四六、二六一
負債及び資本の部	円
流動負債	八三、六九二、一一七
引当金	二、四五二、五〇〇
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	五〇〇、〇〇〇
別途積立金	七、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越利金	三六二、七二三
当期利益	一一、〇三八、九二一
合計	一一〇、〇四六、二六一

昭和四十五年四月十九日
岡山市浦安南町二二〇の一
天満屋家具室内装飾株式会社

第十一回決算公告

（昭和四十五年二月二十八日現在）

貸借対照表

資産の部	円
流動資産	一九七、九七三、八九五
固定資産	六一、五七八、六二七
合計	二五九、五五二、五二二
負債及び資本の部	円
流動負債	二四〇、二七六、六〇二
引当金	一九〇、〇〇〇
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
法定準備金	二三〇、〇〇〇
別途積立金	七、五〇〇、〇〇〇
前期繰越利益	一、三一八、〇五九
当期利益	三七、八六一
合計	二五九、五五二、五二二

昭和四十五年四月二十日
岡山市新西大寺町四四番地
丸田産業株式会社

14日 ONTAとの話合い
[illegible]

昭和45年度人事交流計画（案）

45. 8. 13

昭和45年度における本土政府及び琉球政府間の人事交流計画は、次のとおりとする。

1 本土政府派遣職員の派遣先及び人員

(1) 行政府 7人
- 参事官級 4
  （総務局、企画局、農林局、建設局各1）
- その他 3
  （救難艇関係 2 動物検疫 1）

(2) 琉球大学保健学部 7人

計 14人

2 琉球政府派遣職員の受入れ先及び人員

内閣法制局	1人
沖縄・北方対策庁	1人
農林省	1人
建設省	1人
自治省	1人
計	5人

総理府

B-4 大昭和3Sコッピー19kg (100枚天のり)

45. 5. 1 東京

沖縄対策庁きょう発足

一体化作業に本腰

長期開発計画の検討も

政府は沖縄返還業務に本腰を入れるため、一日、沖縄・北方対策庁の設置法を公布、同日発足させる。同対策庁は各省庁にまたがる返還業務を調整、沖縄県としての機構、財政の整備や法制面での本土との一体化作業などを進めるもので、初代長官には総理府特連局長の山野幸吉氏が就任する。

山野幸吉初代長官

同庁はさし当たって四十六年度沖縄援助費の概算要求作りに取りかかるが、これと並行し、教育制度、福祉制度、行政機構、税制など七二年返還までに本土と同じ状態にしなければならない問題の具体策について検討する。さらに沖縄開発法や開発基金の設置など、沖縄の長期経済開発計画についても検討を始める。

わが国の沖縄返還業務はこれまで米国政府と米民政府との交渉を外務省が受け持ち、沖縄渡航や沖縄援助費などについては総理府特連局が所管していた。しかし、沖縄返還が二年後に迫ったことから、沖縄の復帰ショックを少しでもやわらげるため、いまから年次的に一体化の施策を進めておく必要が生じてきた。このため、特連局を改組拡充、新たに総理府の外局とすることになったもので、これを機にこれまでの日本政府沖縄事務所（那覇市）も同対策庁に吸収され、出先機関となる。

東京の本庁は定員七十二人で、総務部と調整部が置かれ、総務部で渡航業務や沖縄援助費関係を手がけ、調整部は各省庁出向の参事官七人が各省庁間の意見や施策を調節する。また、沖縄事務所（定員八十九人）は行財政問題について琉球政府を指導、このほか外務省沖縄代表部と協力し、沖縄返還の諸問題について米民政府とも交渉する。

ただ、沖縄返還までには①本土と全く違う輸入税をどうするか②沖縄には県税がなく、これをどのように適用するか③沖縄には戦前の農地法が生きており、本土の現行農地法とこれとをどう調整するか④売春防止法をどのように適用するか——など問題が山積している。これらの問題について関係省庁と協議、一つ一つ解きほぐしていくのが同対策庁の役目だが、どれをとっても沖縄住民の生活や経済に大きな影響を与えるものだけに同対策庁の仕事は復帰が近づくとともに重要性を増してこよう。

---

45. 6. 10 毎日

沖縄復帰作業は三段階に分類

対策庁が初の担当官会議

沖縄・北方対策庁は九日、同庁発足後初の「沖縄復帰対策各省庁担当官会議」を開き、沖縄復帰対策を進めるスケジュールを決めた。それによると、さきに閣議決定した「沖縄復帰対策の基本方針」の要綱を年内に政府構想として固めるほか、復帰準備のための作業を①復帰前②復帰時③復帰後それぞれの時点で処理するものに三分類して取組むことになった。

政府は一九七二年のできるだけ早い時期に沖縄の復帰を実現するため、準備を急いできたが、この日の各省庁担当官会議で、復帰準備作業のタイム・テーブル（日程表）が決まり、作業はいよいよ本格化する見通しである。

各省庁担当官会議で決まったスケジュールの要旨は次のとおり。

一、十二月初めまでに復帰対策の要綱についての対策庁案をまとめ、年内には政府構想を決定する。ただし、産業活動、県民生活に重要な問題は、優先して検討を進め、十月末ごろまでに政府の基本方針を決める。

一、復帰対策事務処理を①復帰時に処理すべき施策（法律の適用、円への切替えなど）②復帰後に処理すべき施策（産業・経済振興計画など）③復帰までに手をつけねばならない施策（教育、財政援助、社会保障など）——の三項目にわける。

①については十二月までにまとめるほか、琉球政府の要望事項の提出を求める。

②については、経企庁、各省、琉球政府との調整を進め、来年の三月末までにまとめる。

③に属するものは（イ）国政事務の分類、市町村合併など琉球政府の法令改正、行政指導を期待するもの（ロ）本土政府の立法措置が必要なもの（ハ）公共施設、産業基盤の整備などで、八月までにまとめる。

45. 6. 10　読売

年内に復帰要綱

沖縄担当官会議　作業日程をきめる

政府は九日、沖縄復帰対策各省庁担当官会議を開き❶復帰対策の要綱を年内にまとめる❷産業活動、県民生活に重要な影響のあるものについては十月末までに基本方針を出す――など決めた。

復帰準備作業は、さきに閣議決定した「復帰対策の基本方針」にそって進められているが、各省庁の問題を総括的に取り上げ、調整に当たる沖縄・北方対策庁が先月発足したのを機に、具体的な要綱作成を急ぐことになり、「七二年返還」から逆算して、作業のスケジュールを決めたものである。これによって復帰作業はいよいよ軌道に乗り、「沖縄県」の姿が日を追って浮かびあがって来る。

九日の復帰作業スケジュールはこれにこたえるもので、これまで各省庁が独自に作業を進めて来たのを、沖縄・北方対策庁がまとめてそれぞれに時期的な〝努力目標〟を示し、了承されたものである。

具体的なスケジュールはつぎのとおり。

◇復帰に際し処理すべき施策（法の適用、通貨切りかえなど）＝本土と沖縄の〝結合〟（復帰）の際にスムーズにいくもの、特例、暫定法などが必要なものなど問題点を今月中に整理、七、八月担当官会議各部会で附議、九―十一月で各省庁、琉球政府との調整を終え、要綱案をまとめる。作業に当たっては、六月中にまとまる琉球政府の要望事項も尊重、対米交渉を必要とするものも選び出し、並行して作業を進める。

◇復帰後の社会、経済の開発、発展をはかる施策＝「豊かな沖縄県」への青写真作りで八月末までに対策庁原案を作成、各省庁、現地との調整を行ない、十一月末までに大綱をまとめ、さらに来年三月までにその施策案を作る。

◇復帰までに講ずる必要のある施策（教育、社会保障など）＝復帰に際し、あるいはその後の問題に関連して復帰前から手を打つ必要のあるものを検討する。とくに四十六年度の本土からの援助予算（沖縄では七二会計年度）に組み込む必要のあるものについては、八月末までに案を作る。

復帰対策要綱は、その後の復帰作業の基本となるものであり、立法措置を必要とするものなどについては、要綱作成後のなるべく早い国会にはかり具体化していく。

三公社の沖縄移管など要求へ

琉球立法院、日米両国に

【那覇・竹下特派員九日発】琉球立法院は九日、復帰対策委員会を開き、さきに与野党から同委に出されていた各党の「復帰対策要綱」の取り扱いを協議した。その結果、各党の要綱のなかで米軍基地に対する態度など与野党間で基本的に意見の対立するものは除き、与野党間で意見の一致するものを要綱のなかから選び、それを日米両国政府に要求することを決めた。九日の同委員会ではその要求項目の一部を抽出したが、合意をみた要求項目はつぎの通り。

❶ガリオア資金およびそれをもとにした米国資産の琉球政府への移管（電力、水道、開発金融三公社を含む）――

❷旧県有地の県民への移管。

❸国家総動員令発令（戦時中）により被害を受けた県民の財産、権利および失われた県民生命への補償。

❹戦後米軍人、軍属（家族を含む）の行為で県民が受けた損害への補償。

❺軍用地解放および産業基盤の強化整備。

❻基地労働者の待遇および雇用形態の変更改善。

❼沖縄の既存企業の保護育成。